

令和元年度 第3回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和元年10月11日（金）

10時00分～

場所：藤枝市役所西館5階 大会議室

所管：藤枝市健康福祉部児童課

議事次第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 健康福祉部長挨拶
- 4 出席委員確認及び議事内容確認

5 議事

【協議事項】

- (1) 第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画策定について・・・・・・資料1
- (2) 地域型保育事業の認可について・・・・・・・・・・・・資料2

【報告事項】

- (1) 令和2年度 保育所等申込受付状況について
- (2) スマイルホールのリニューアルに伴う休館について
- (3) 藤枝版サポートファイルの配布が始まります・・・・・・・・・・・・ちらし

6 その他

次回：令和元年度 第4回藤枝市子ども・子育て会議

令和2年3月16日（月）13時30分

市役所西館3階 302・303会議室

ふじえだ子ども・子育て
スマイルプラン21

藤枝市子ども・子育て支援事業計画

2020～2024



目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間	5
第2章 計画の基本的な考え方	6
1. 基本理念	6
2. 基本的な視点	7
3. 施策分野	8
4. 施策体系図	10
第3章 施策の内容	11
1. 子どもの健やかな育ちの確保	11
2. 育児不安の解消	22
3. 子育てと仕事の両立支援	37
4. 子どもと親の健康の確保	44
第4章 重点事業5か年計画	52
1. 幼児教育・保育環境の向上	52
2. 放課後児童の居場所づくり	59
3. 地域子ども・子育て支援事業の実施計画	63
第5章 計画推進体制	73
1. 点検・評価と達成状況の報告	73
2. 実施状況の公表	73
第6章 資料編	74
1. 子ども・子育てを取り巻く状況	74
2. ニーズ調査結果	79
3. 子ども・子育て会議等	97

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

新たな子ども・子育て支援制度がスタートして、5年が経過しました。本格的な人口減少社会が到来し、ますます少子化傾向が進展しています。藤枝市（以下「本市」という）においても、例外ではなく、今後も人口減少が予測されています。子どもは、社会の希望であり、未来を創る力であるという考え方のもと、「ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21」を推進してきました。

本市は、待機児童0人を目指して、私立幼稚園の認定こども園化や地域型保育事業所などの整備を支援し、受け皿の拡大に取り組んできました。また、「子育てするなら藤枝」のPRを目的とした子育て関連情報の発信や子育て支援施設等の充実を図っています。藤枝市保育士・幼稚園教諭の人財バンク「enjobふじえだ」の開設による人財の確保にも努めてきました。

しかしながら、母親の就業率の向上や教育・保育の無償化等、子育て家庭のニーズは多様化かつ複雑化しています。

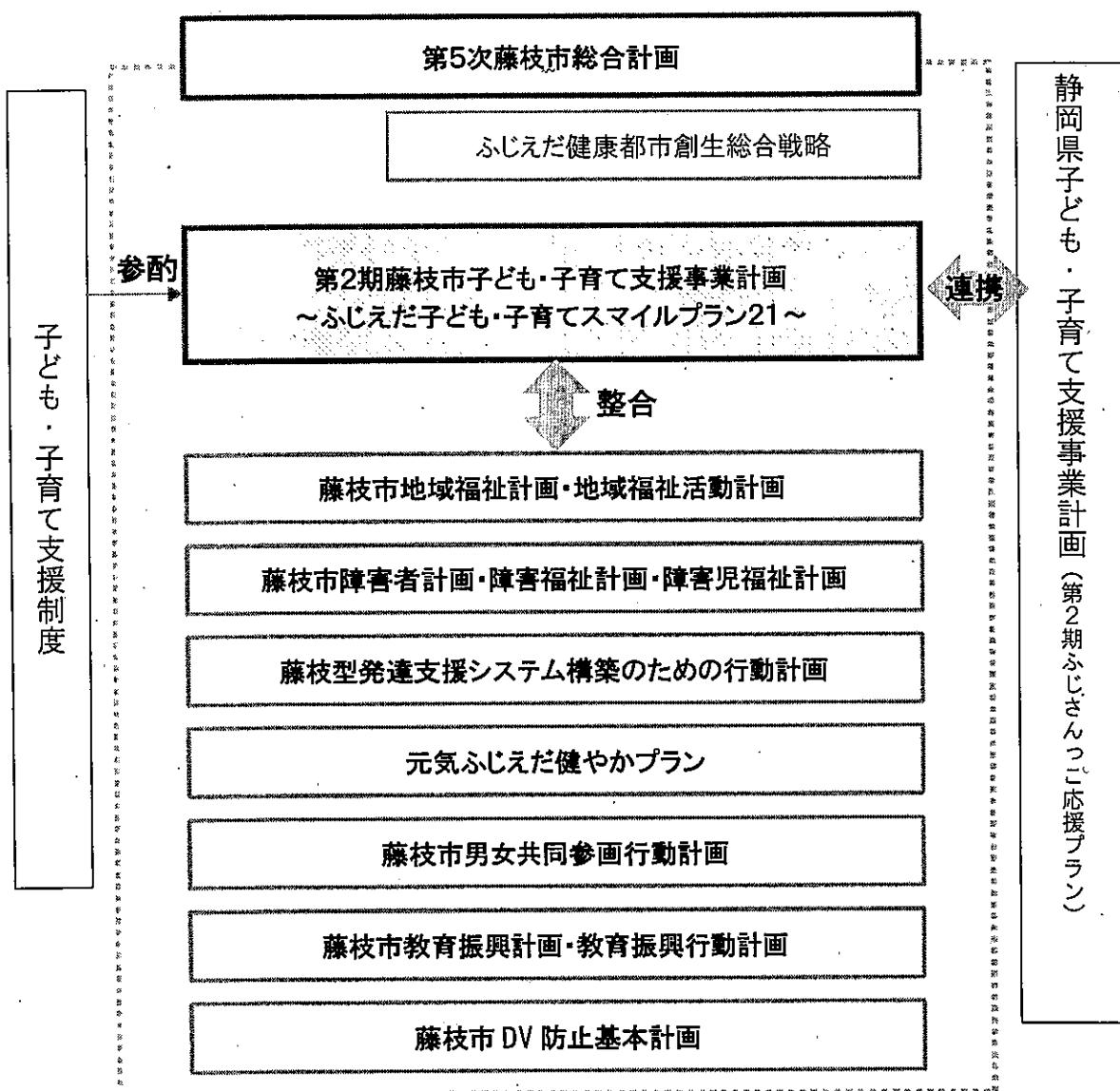
本市は、今後も子ども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、子育てに関係する各部署が一体となって子育て支援施策に取り組み、全ての子どもたちが健やかに育つまち、若い世代が子どもを生み、育てやすいまちを目指し「第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という）を策定することとします。

2. 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

なお、平成30年9月には、文部科学省より「新・放課後子ども総合プラン」についての通知が示されており、この中で、市町村においても求められる役割があるため、本計画の中で定めていきます。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」に基づく、計画としても策定します。



3. 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年計画とします。

年 度	平成 30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
	第1期							評価・見直 →	次期計画

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもの未来を創る、子どもが未来を創る



子どもの未来を創る

子どもは、決まった未来を歩むのではなく、自身の夢に向かって、一人ひとりが未来を創るもので。子ども一人ひとりが夢や希望を持つためには、子どもの成長を見守るすべての大人が、無限の可能性を支えていくことが必要です。

夢を持つ子どもと、子どもの幸せを願う保護者やその家族の想いが叶うよう、子どもの成長を全力で応援します。

子どもが未来を創る

生まれてくる子どもの健やかな成長は、藤枝の将来への希望となるだけでなく、我が国全体の未来へつながる希望となります。子どもとその家族が健やかに過ごせる社会をつくることで、子どもが抱く夢や希望を自らの力で叶えられるよう、全力で応援します。

本計画では、「子どもの未来を創る、子どもが未来を創る」の基本理念のもと、これまで推進してきた「ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン」に関する取組を評価検証しながら、子どもがすくすくいきいきと育つまち、子どもたちの笑顔がいっぱいのまちを目指します。

また、子育て世代が何代にもわたり多く住む、子育てがしやすいまちを目指します。

2. 基本的な視点

1 子どもの視点【子どもが健やかに成長していくために】

子どもにとっての利益が最大限に尊重されるように配慮し、子どもの視点に立った取組を進めます。

また、子どもたちが夢や希望を持って、自分でやり遂げる力（自立）と思いやりの心を大切に支え合って生きる力（協働）を身につけられる取組を進めます。そのことにより、地域に対する愛着を深め、将来、子どもたちが大人になったとき、本市で子育てしたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めます。

2 親の視点【親が安心して、子育てできるために】

子育ての一義的責任は、父母その他の保護者にあるとの認識を基本とし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を進めていきます。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、子育てについての責任を果たし、親としての成長を支援していきます。

3 地域の視点【夢と希望を持ち続けられる社会の実現のために】

地域の一人ひとりが「子どもは地域全体で見守り、育てる」との認識を持ち、子どもの健やかな育ちと子育てをさせることの重要性について理解を深め、各々が積極的に役割を果たすことが必要です。

地域の見守り活動等や子育て支援団体などの民間活力を活かす子育て支援によって、女性や高齢者が活躍できる地域づくりを目指します。

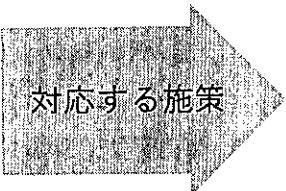
3. 施策分野

基本理念である「子どもの未来を創る、子どもが未来を創る」のもと、次の4つの分野と20の基本施策により、計画を推進します。

【分野1】子どもの健やかな育ちの確保

未来ある子どもの健やかな成長のために、乳幼児期における幼児教育や保育の充実を図ります。また、発達に課題がある子どもの育ちを支えるとともに、小学就学後の教育環境の充実、安心・安全なまちづくりなどに取り組みます。

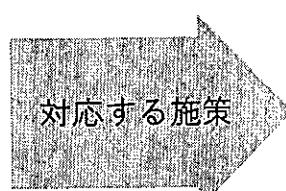
さらに、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもの健やかな育ちを見守れる体制づくりを強化します。

- 
- I. 発達の段階に応じた幼児期の教育・保育の充実
 - II. 発達に課題がある子どもの育ちの支援
 - III. 「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくり
 - IV. 家庭や地域の教育力の向上
 - V. 安心・安全なまちづくりの推進

【分野2】育児不安の解消

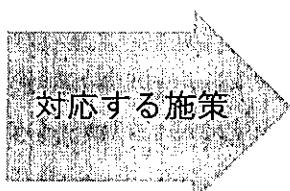
在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭やひとり親家庭などの家庭環境にかかわらず、子育てをしている全ての家庭に対して、きめ細やかに訪問・相談できる体制を整えるなど、保護者が社会から孤立しないよう地域、企業、行政が一体となって子育てが楽しくなる環境づくりに取り組みます。

合わせて、次代を担う親になる可能性がある人に対して、子育てにふれる機会や男女共同参画の考え方を啓発する取組を実施し、本市の未来を担う親育てを推進します。

- 
- I. 地域における子育てサービスの充実
 - II. 子育て家庭への訪問支援
 - III. ひとり親家庭の自立支援
 - IV. 子育てネットワークづくり
 - V. 男女共同参画の啓発
 - VI. 児童虐待防止対策の充実
 - VII. 次代の親の育成

【分野3】子育てと仕事の両立支援

核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化による多様な保育ニーズに対して、保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量的充実に努めます。また、保育所での一時預かりや病児・病後児保育などの保育サービスの充実に努めるとともに、男女がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活が両立できる職場環境の改善や、男性に対する家事・育児支援等の推進などに取り組みます。



- I. 乳幼児期の保育の量的充実
- II. 放課後健全育成事業の質・量的充実
- III. 保育所での一時預かりや病児・病後児保育の充実
- IV. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直し

【分野4】子どもと親の健康の確保

安心して子どもを生み、育てられる環境の整備と合わせて、妊娠中から産後の切れ目のない支援に努めます。

また、出産を機にライフスタイルが大きく変化することから、子どもだけでなく、その家族の健康も支える取組を進めていきます。



- I. 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり
- II. 基本的生活習慣づくり
- III. 母子保健サービスの充実
- IV. 小児医療の充実

4. 施策体系図

ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21

基本的な視点

1. 子どもの視点【子どもが健やかに成長していくために】
2. 親の視点【親が安心して、子育てできるために】
3. 地域の視点【夢と希望を持ち続けられる社会の実現のために】

基本理念

分野

施策

子どもの未来を創る、子どもが未来を創る

1. 子どもの健やかな育ちの確保

- I. 発達の段階に応じた幼児期の教育・保育の充実
- II. 発達に課題がある子どもの育ちの支援
- III. 「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくり
- IV. 家庭や地域の教育力の向上
- V. 安心・安全なまちづくりの推進

2. 育児不安の解消

- I. 地域における子育てサービスの充実
- II. 子育て家庭への訪問支援
- III. ひとり親家庭の自立支援
- IV. 子育てネットワークづくり
- V. 男女共同参画の啓発
- VI. 児童虐待防止対策の充実
- VII. 次代の親の育成

3. 子育てと仕事の両立支援

- I. 乳幼児期の保育の量的充実
- II. 放課後健全育成事業の質・量的充実
- III. 保育所での一時預かりや病児・病後児保育の充実
- IV. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直し

4. 子どもと母親の健康の確保

- I. 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり
- II. 基本的生活習慣づくり
- III. 母子保健サービスの充実
- IV. 小児医療の充実

第3章 施策の内容

1. 子どもの健やかな育ちの確保

I 発達の段階に応じた幼児期の教育・保育の充実

現状と課題

- ・乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。
- ・発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い幼児期の教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長のための環境の整備が必要です。

発達に課題がある児童が増加していることから、円滑に対応するため、拡充を求める声があります。

【個別事業の進捗評価より】



施策の方向性

- ・幼稚園（確認を受けない幼稚園も含む）、保育所（小規模保育所、家庭的保育所、事業所内保育所を含む）及び認定こども園がそれぞれの特色を出せるよう、各園へ財政支援します。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	乳幼児育成事業への支援	○保育所、認定こども園に対し、乳幼児育成のため財政支援を行います。	児童課
2	特別保育事業への支援	○延長保育事業(時間外保育事業)や一時預かりのための財政支援を行います。	児童課
3	幼児教育推進事業への支援	○幼稚園及び認定こども園に対し、幼児教育充実のための財政支援を行います。	児童課

Ⅱ 発達に課題がある子どもの育ちの支援

現状と課題

- ・近年、幼児健康診査や各種相談の中で、発達面で課題を持ち、継続的な支援が必要な子どもが増えています。
- ・発達相談の対象児に対して、個人の発達に合わせたきめ細やかな指導の実施が求められています。今後も関連機関と連携し、支援体制を整えることが必要です。
- ・本市においては、子ども発達支援センターを中心に、必要に応じて関係機関との連携支援を行っています。
- ・民間施設の独自施策を支援するとともに、発達に課題がある乳幼児の個別対応を行った施設に対して財政支援を行い、障がい児保育を支える施策となっています。
- ・教員の資質向上を図るため、特別支援コーディネーター育成研修会を実施しています。

市民より、「子どもとの接し方を学び、不安が軽減した」等の声があります。

【個別事業の進捗評価より】



関係者からは、「発達支援体制について、支援連携体制ができて良かった」と意見があります。

【個別事業の進捗評価より】

施策の方向性

- ・療育教室の体制の充実を図るとともに、子育て支援に関する関係機関との連携をさらに強化し、各機関の特性を最大限に活かせる事業の体制づくりを検討します。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	発達相談業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○心理判定員、保育士及び専門相談員が、言葉の遅れ等発達に課題がある子どもやその保護者と面接し、相談に応じます。 ○児童健康診査等で、発達面において課題がみられる子どもとその保護者に対し保健師等が、事後の相談を実施し、相談体制の充実を図ります。 	子ども発達支援センター 健康推進課
2	療育教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○発達面において支援が必要な子どもとその保護者に対して、早期療育の機会を提供します。 ○通園施設における療育支援の充実と関係機関との連携を図ります。 	子ども発達支援センター
3	児童への言語指導	<ul style="list-style-type: none"> ○言葉の遅れや発音、吃音(きつおん)等の言葉に関する練習が必要な子どもとその保護者に対して、言語指導を行います。 	教育政策課
4	巡回支援専門員による訪問	<ul style="list-style-type: none"> ○心理判定員または巡回支援専門員等が発達に課題がある子どもに対して、幼稚園、保育所、認定こども園等へ訪問し、発達の状況等を確認し、相談・助言を行います。 	子ども発達支援センター
5	教育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○藤枝市就学支援委員会及び巡回相談等における教育相談や支援の充実を図ります。 ○関係機関との連携を円滑に図ります。 	教育政策課
6	特別支援学級等の就学に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、学用品・通学用品購入費・給食費等、必要な援助を行います。 	教育政策課
7	教員の資質向上による教育的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育関連の講演会の実施や、特別支援コーディネーターの研修等を充実します。 	教育政策課

No.	事業名	内容	担当課
8	放課後等デイサービスの充実	○障害児相談支援利用計画に基づき、放課後等デイサービス事業の適正な支給に努めます。 ○事業所の提供するサービスの質の向上に努めます。	自立支援課
9	発達支援体制の充実	○「藤枝型発達支援システム構築のための行動計画」に基づき、保護者・保健・医療・福祉・教育・就労関係者・地域住民による支援ネットワークづくりを進めます。	子ども発達支援センター
10	幼稚園、保育所等における発達支援体制の充実	○発達に課題がある児童が、安心して園生活を過ごせるよう、発達支援に係る保育士等の知識、技術の向上を図ります。	子ども発達支援センター
11	幼稚園、保育所等における特別支援事業の推進	○発達に課題がある児童を支援する保育士等を加配する施設に対して、財政支援を行います。	児童課

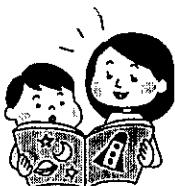
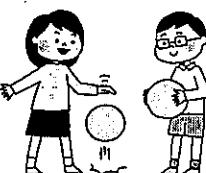
III 「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくり

現状と課題

- ・子どもが将来への夢や希望を原動力にして自らの強みや生きる糧となる「生きる力」を身につけられる教育、未来の本市を担う人づくりが求められています。
- ・全ての大人が子どもを慈しみ育てる体制を作り、教育環境の充実に努めることが必要です。
- ・本市独自の教育プログラムやマナーブック「えだっ子の一歩」を作成し、配布しています。
- ・藤枝プレイパークを開催し、様々な体験・交流を通して、創造力やコミュニケーション力、問題解決力の育成を図っています。

進学する際に感じる(感じた)不安については、「他人とのコミュニケーションがとれるか」が多くなっています。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】



本市独自の教育プログラムやマナーブックの配布は、関係機関や専門機関より高評価を得ています。

【個別事業の進捗評価より】

施策の方向性

- ・子どもを中心に大人も学び合い、支え合う「笑顔あふれる教育」を推進します。
- ・子どもたちが様々な体験をとおして、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たしつつ連携し、市民だれもが学び合い、学びの環境日本一のまちづくりを推進します。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	特色ある教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の子どもに対しては、地域の特性や各園の特色を活かした教育活動を行い、個人の育成の充実を図ります。 ○学校教育では、小中一貫教育やコミュニティ・スクール化を進めます。 ○キャリア教育や幼保小中連携事業等の実施、国際感覚や生きた英語運用力を身につけさせるなど、子どもたちの豊かなコミュニケーション能力を育成します。 	児童課 教育政策課
2	確かな学力の育成と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○学力向上講演会等の教員研修やふじえだ教師塾による教員の専門性の強化など教員の授業力向上を図ります。 ○ICT等を活用した教育環境の整備を推進し、学ぶ意欲を高める授業を行います。 	教育政策課
3	「ふじえだマナー」の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの規範意識や豊かな心を育成するため、「ふじえだマナー愛言葉」の市民への周知や、年代別「ふじえだマナーブック」の活用など、マナー啓発に取り組みます。 	教育政策課
4	対人関係力、創造力及び問題解決力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な体験・交流の機会をとおして、創造力やコミュニケーション力、問題解決力の育成を図ります。 	教育政策課
5	非行や不登校に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○非行や不登校に対する専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域等の関係機関とのネットワークづくりを進めます。 	教育政策課
6	学校図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○全校に配置した学校図書館司書と教員との連携を密にし、図書館運営のさらなる充実を図ります。 	教育政策課

No.	事業名	内容	担当課
7	学校におけるスポーツ環境の充実	○小学生版の体づくりメニュープログラムを活用し、体育授業での実践、体力アップコンテストや新体力テスト等に各学校が取り組みながら、体力の増進を図ります。	教育政策課
8	多様な連携による学びの充実	○静岡大学や静岡理科大学と連携し、科学体験教室を開催します。 ○JAXAとの連携協定に基づき、JAXA支援による市内小中学校での授業、教員・指導者研修会、科学教室等を開催し、宇宙や科学に興味を持つ子どもたちを育てます。	生涯学習課
9	DVのない地域づくりの推進	○DVの加害者にも、被害者にもさせないよう若年層への教育・啓発を行います。	子ども家庭課

IV 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- ・保育の場や学校が地域と連携を図りながら、様々な人的資源や社会資源等を活かしながら育していくという視点が重要になっています。
- ・教育環境を整備していくためには、学習機会の提供や地域の資源を活用した多様な体験活動の充実、スポーツ環境の整備などを進め、地域の教育力を向上させていくことが必要です。
- ・本市では、家庭教育講座やブックスタート事業等、家庭での子育て力の向上を目的とした事業を実施しています。
- ・子育てサークル活動への支援や学校サポートーズクラブ事業の推進など、地域における子育てや教育力の向上を目的とした事業を実施しています。

講座や体験活動等の事業は、参加者の満足度も高く、継続を望む声があります。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】



施策の方向性

- ・子どもの発達段階に応じて、学習機会や情報提供の充実を図り、相談体制の整備や子育てサークル活動への支援を行い、家庭教育への支援の充実に取り組んでいきます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供	○家庭教育講座、就学時健康診断等の機会を利用した子育て講座を開催します。	生涯学習課
2	相談体制の整備や子育てサークル活動への支援	○家庭教育相談を行います。 ○子育てサークルが行う公益的な事業については、藤枝市市民活躍まちづくり事業補助制度による財政支援を行います。	生涯学習課 市民活動団体支援課

No.	事業名	内容	担当課
3	ブックスタート事業の推進	○乳幼児健康診査時に、絵本の読み聞かせや絵本を贈る事業を進めます。	図書課
4	体験活動の機会の充実	○自然環境等、地域の教育資源を活用した体験活動の機会を持ち、地域学習を進めます。 ○土曜日を中心に、地区交流センターにおいて、子どもや親子を対象とした講座や体験学習等を開催します。	協働政策課
5	スポーツ環境の整備	○総合型地域スポーツクラブと連携し、地域の中でだれもが楽しく気軽にスポーツができる環境づくりを進めます。	スポーツ振興課
6	地域における通学合宿の充実	○異年齢・異世代集団での共同生活により様々な経験が得られる通学合宿の実施を働きかけ、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
7	学校サポートーズクラブ事業(地域学校協働活動事業)の推進	○地域の人材による環境美化、総合的な学習の補助などをとおして、家庭、学校、地域の連携を進め、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
8	幼稚園、保育所、認定こども園の子育て支援	○幼稚園、保育所、認定こども園では、地域の子どもたちに園庭を開放します。 ○幼稚園と認定こども園では、未就学児の親子登園、育児相談なども行います。	児童課
9	就学時健康診断におけるブックリストの配付	○就学前の子どもたちに、選書のアドバイスとなるよう、就学時健康診断時に、年齢に合ったブックリストを配付します。	図書課

V 安心・安全なまちづくりの推進

現状と課題

- 誰もが安心して暮らせる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れなどの子育て支援の視点にとどまらず、高齢者、障害者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備に向けた課題となります。
- 集団登校時など事故等を未然に防止できるよう、危険要因の把握と対策の実施に努めていく必要があります。
- 公園やふれあい広場の利用促進として、トイレの水洗化など環境整備を実施しています。

保護者からは「市内の公園が利用しやすく、安心して子どもを遊ばせることができる」という声もあります。



【ワークショップ「すくすく子育てCafe」意見】



バリアフリー化を進めることで歩行者の安全が確保され、安心・安全なまちづくりにつながっています。

【個別事業の進捗評価より】

施策の方向性

- すべての人が安心して利用できるよう、引き続き、公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、子どもを含め、市民の防犯に配慮した地域に親しまれる環境整備に努めます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	歩道整備の推進	○藤枝駅周辺等、バリアフリー化を進めます。 ○歩道の新設、改良による道路整備を行い、歩行者の安全を確保します。	道路課
2	交通バリアフリー事業の推進	○歩行者優先の交通規制を行い、歩行者にやさしい交通環境の整備を進めます。(あんしん歩行エリア)	道路課

No.	事業名	内容	担当課
3	公園・河川等の整備の推進	○公園の整備、河川の環境整備を進めます。	花と緑の課 河川課
4	公共施設等のバリアフリー化の促進	○多くの人々が利用する公共的な施設や学校施設について、バリアフリー化への指導と実施を進めます。	建築住宅課
5	地域防犯活動の推進	○地域における防犯灯・防犯カメラの設置促進や見守り活動の支援を図ります。 ○藤枝警察署等と連携し、子ども 110 番の家の推進を図ります。	協働政策課
6	シックハウス対策の推進	○公共施設等の建設にあたり、シックハウス対策に適合した材料等を使用します。	建築住宅課
7	通学路の安全対策の推進	○家庭・地域・学校等が連携し、通学路の安全点検を行います。	教育政策課
8	交通安全日本一の推進	○「交通安全日本一」の都市を目指して、交通安全関係機関と連携し、各季の交通安全運動をはじめ、交通安全教室や街頭指導、啓発活動等を展開し、全世代の交通安全に対する意識向上を図ります。	交通安全対策室
9	住宅の確保に関する情報提供等の推進	○県営・市営住宅を案内します。 ○市ホームページにおいて市営住宅の情報を発信します。	建築住宅課
10	児童生徒の見守りの推進	○IoT端末を利用し、子どもの位置情報をスマートフォンで確認できる民間の見守りサービスを利用する際に必要となる初期費用を助成することで保護者の負担を軽減し、子どもの見守りを支援します。	教育政策課

2. 育児不安の解消

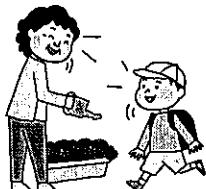
I 地域における子育てサービスの充実

現状と課題

- ・少子高齢化や核家族化が進み、就労形態の多様化が進展する中にあっては、従来のように地域の人々が互いに助け合って子どもを育むことが難しい状況となっています。
- ・子どもを安心して育てるためには、地域で子育てを支援する取組が重要になっています。
- ・本市では、育児不安についての相談や子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）や、地域で育児に関する相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に取り組んでいます。

子育て支援センターの充実を実感している保護者が多く、交流が生まれているといった意見があります。

【ワークショップ「すくすく子育てCafe」意見】



子育てしやすいまちの要素として、地域のつながりが必要だと感じている人が多くなっています。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】

施策の方向性

- ・専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が、安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図り、“子育てするなら藤枝”のイメージづくりに努めます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援センターにおいて、親子の交流の場を提供し子育てに関する情報提供、相談や援助を行い、子育て支援の充実を図ります。 ○施設整備面では、令和2年度完成予定の葉梨地区交流センター内に地域子育て支援センターを設置し、さらなる子育て支援の環境整備に努めます。 	児童課
2	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○育児の援助を受けたい人(依頼会員)が、援助を受けたいときに受けられるとともに多様な依頼に対応するため、援助を行う人(提供会員)の増加を図り支援体制の充実を図ります。 ○発達に課題がある子どもについても、一時的な預かりなどの育児の援助を行います。 	児童課
3	藤枝おやこ館運営事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○親子が自由に遊べる場所の提供、子育て中の親の悩みや子どもの悩み相談などの事業を行う「藤枝おやこ館運営協議会」に対し、事業実施のためのサポートや財政支援を行います。 	児童課
4	れんげじスマイルホール運営事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じた遊具を配置し、子どもたちが自由にのびのびと体を動かすことができる、全天候型の遊びの場を提供します。 ○民間企業が有する企画力やノウハウを活用し、「子ども達のからだづくり応援施設」として、運動の習慣づけ、強い身体づくりをサポートすることで、子育て支援の充実を図ります。 	児童課
5	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て家庭が必要とする情報を、子育て支援サイト「ママフレ藤枝」「子育てガイドブック」「幼児教育・保育ガイド」「健康カレンダーweb版」などで迅速な情報提供を行います。 	児童課
6	“子育てるなら藤枝”的推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもと子育てに関する事業やイベントを子育て月間として集中的に開催するなど、多様な施策を広くPRし、「子育てしやすいまち藤枝」のイメージ定着を図ります。 ○民間のノウハウを活用した新たなモデル事業の構築と推進を図ります。 	児童課

No.	事業名	内容	担当課
7	幼稚園、保育所、認定こども園の子育て支援（再掲）	○幼稚園、保育所、認定こども園では、地域の子どもたちに園庭を開放します。 ○幼稚園と認定こども園では、未就学児の親子登園、育児相談なども行います。	児童課
8	就学の援助	○経済的な理由により就学困難な世帯に対して、学用品、給食費等、必要な援助を行います。	教育政策課
9	託児ボランティアサークルの活用	○託児ボランティアサークルを活用し、子育て中の親が学習会などに気軽に参加できるよう努めます。	児童課
10	放課後子ども教室の充実	○小学生を対象に、放課後及び週末にスポーツ・文化活動などの体験や異学年・地域住民との交流を実施し、今後も教室数を増やすとともに内容などの充実を図ります。	生涯学習課
11	しづおか子育て優待カード事業の推進	○子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって地域全体で支える機運を高めるため、協賛店舗の拡大に努めます。	児童課
12	あかちゃん駅の設置促進	○乳児を持つ家庭が気兼ねなく外出できるよう、授乳・おむつ替えができるスペース「あかちゃん駅」の設置促進を図ります。	児童課
13	多子世帯の子育て応援事業の推進	○多子世帯（中学生以下の子どもが3人以上の世帯）に子育て応援パスポートを発行し、社会教育・体育施設の利用料等を減免し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	児童課
14	子育てファミリーの移住促進	○市外及び市内賃貸住宅から市内の戸建て住宅、マンションに移住する子育て世帯に対し、住宅の取得費用や移転費用の一部を助成し、子育て世帯の居住について支援します。	空き家対策室
15	個別相談指導の実施	○育児に対する不安を解消し、育児支援するための「健康相談」「食生活相談」「電話相談」など相談体制の充実を図ります。	健康推進課
16	こども食堂の推進	○「こども食堂」実施団体に事業費用を助成し、地域で子どもを支える仕組みを構築します。	子ども家庭課

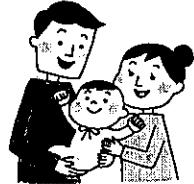
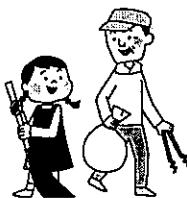
II 子育て家庭への訪問支援

現状と課題

- ・産後間もない時期など、母子ともに不安定な時期においては、身近な者による支援が重要となっています。
- ・核家族化などにより支援を求めにくい状況にあることから、育児や家事の援助、技術的指導を行うことが必要です。
- ・本市では、育児センターが家庭を訪問し、育児相談への対応等を実施しています。
- ・育児不安により、継続的な支援が必要な家庭については、養育支援員が家庭を訪問し、保護者の育児不安等の軽減を図っています。

子どもの祖父母からの支援として、急用などのときに子どもの相手や預かりが多くなっています。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】



育児センター等の訪問事業は、保護者から「サポートを受け、とても助かった」という声もあります。

【個別事業の進捗評価より】

施策の方向性

- ・産後の支援として、保育士が家庭を訪問し、沐浴、オムツ交換、子育てについての助言などを行います。
- ・養育の支援が特に必要な家庭に対しては、養育支援員を派遣し、保護者の育児支援等を行い、育児不安等の軽減を図ります。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	育児サポート一派遣事業による育児支援	○おおむね出産後1年以内の乳児をもつ家庭を訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供など、母親が安心して子育てができるように保育士が育児支援を行います。	児童課
2	養育支援訪問事業による育児支援	○妊娠期からおおむね出産後1年以内にある育児不安などにより、継続的支援を特に必要とする家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。	子ども家庭課
3	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)による育児支援	○生後4か月までの乳児をもつすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行います。 ○親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言、支援が必要な家庭に対しては適切な支援を行い、母子保健における指導・育児支援をします。	健康推進課

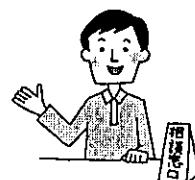
III ひとり親家庭の自立支援

現状と課題

- ・離婚の増加等により、ひとり親家庭等が急増しています。
- ・子どもの健全な育成を図るために、地域のひとり親家庭等の現状に合わせた子育ての生活支援策や就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策など、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。
- ・本市では、母子・父子家庭等の生活の安定と自立のために、「児童扶養手当」や「母子家庭等医療費」の支給による生活支援や職業訓練等の受講に対する資金的援助を行う就労支援を実施しています。
- ・育児不安や児童虐待、DV等の複雑な問題を抱えている家庭に助言・指導が行えるよう相談事業を実施しています。

相談には、迅速かつ丁寧な対応を心掛けており、支援を必要とする家庭との関係が良好に保たれています。

【個別事業の進捗評価より】



生活支援等は経済的負担の軽減につながっています。

【個別事業の進捗評価より】

施策の方向性

- ・ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、ひとり親家庭に対する各種支援策の推進を図り、自立のための経済的支援や就労支援、相談事業の充実に努めます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	生活支援の促進	<p>○母子・父子家庭等の生活の安定と自立の促進を助け、子どもの心身ともに健やかな成長に寄与するため、「児童扶養手当」を支給します。</p> <p>○母子・父子家庭の経済的支援を目的に、「母子家庭等医療費」として、医療を受けるのに必要な費用の一部を助成します。</p>	子ども家庭課

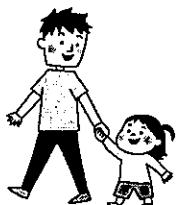
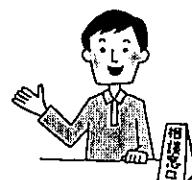
No.	事業名	内容	担当課
2	就労支援の促進	<p>○就業意欲を持って特定の職業訓練等を受講する場合に、資金的援助を行う「母子家庭等自立支援給付金事業」を実施し、直接的に就業に結びつくよう支援します。</p> <p>○公共職業安定所などの紹介により、ひとり親家庭の母と父を雇用する中小企業の事業主に助成金を交付する「高齢者等雇用奨励金」を実施し、ひとり親家庭の就労を雇用する側からも進めます。</p>	子ども家庭課 産業政策課
3	相談体制の充実	<p>○家庭児童相談員や女性相談員を配置し、子どもについての悩みをもつ保護者等の相談に応じ、解決のための適切な助言や指導を行います。</p> <p>○母子・父子自立支援員を配置し、手当等の援助制度をはじめ養育費、就労支援等ひとり親家庭の相談全般に一括して対応します。</p>	子ども家庭課
4	母子生活支援施設への措置	○配偶者等からの身体的暴力や精神的暴力による母子家庭の自立に向けて、各制度の周知、心のケア・サポートの実施など、きめ細やかな支援をするため、母子生活支援施設への措置を行います。	子ども家庭課
5	労者教育貸付資金制度の実施	○本市に居住する勤労者又はその子弟が大学等に進学し、または在学するために要する費用に充てるための「勤労者教育資金貸付制度」を行います。	産業政策課
6	就学への支援	○ひとり親家庭で小学校に入学する児童のランドセル及び学校指定用品の購入費用の助成と入学支援金の支給を行います。	子ども家庭課
7	母子父子寡婦福祉資金の貸付相談・受付	○県が実施する、母子家庭および父子家庭ならびに寡婦等を対象にした「母子父子寡婦福祉資金」の貸付相談、受付を行います。	子ども家庭課
8	子ども育成支援事業の実施	○ひとり親家庭等で養育が十分でない子どもに対し、食事や学習等ができる居場所を提供し、大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な成長と自立を支援します。	子ども家庭課

IV 子育てネットワークづくり

現状と課題

- ・質の高い子育て支援サービスを提供していく上で、地域と行政の協働による子育て支援サービスのネットワークを形成していくことが重要な課題となります。
- ・児童虐待や非行・不登校・発達障害等の子どもやその家庭を支援していくために関係機関との連携を図り、支援ネットワークの構築をしていくことが必要です。
- ・本市では、親同士が情報交換できる場（家庭教育学級）を提供し、親同士の仲間づくりを支援しています。
- ・子育てサロンや地区交流センターのふれあいまつり等を通じて、子どもやその保護者と地域の世代間交流を推進しています。

子育てコンシュルジュによる情報発信は、「自分の家庭の状況にあったアドバイスを聞いて良かった」という声があります。
【個別事業の進捗評価より】



子育てに関するイベントが多く、地域と交流できる機会が多いという声があります。

【ワークショップ「すくすく子育てCafe」意見】

施策の方向性

- ・子育て家庭に対して、子育て支援サービスや保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、子育て支援サービスなどに関連する関係機関や施設のネットワークの形成を促進します。
- ・各種の子育て支援サービスなどが、利用者に十分周知されるよう情報提供に努めます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	子育て情報の提供	○親同士が情報交換できる場を提供し、仲間づくりを支援します。	生涯学習課
2	藤枝市要保護児童対策地域協議会の運営及び調整	○「藤枝市要保護児童対策地域協議会」にて、子どもの保健福祉に関する実務体制の充実を図ります。	子ども家庭課

No.	事業名	内容	担当課
3	子育てサロンの支援	○各地域で子育て中の親子を支えるため、親同士、子ども同士がふれあえる場として市内3か所に開設しており、今後も推進に努めます。	福祉政策課
4	世代間交流の推進	○生涯学習センターや各地区交流センターのふれあいまつりなどを開催します。	協働政策課
5	非行防止活動等ネットワークづくり	○地区補導員の街頭補導実施や、青少年問題協議会、青少年健全育成推進会議、スクールサポートーとの連携による非行防止啓発活動の推進及び青少年相談を行います。	生涯学習課
6	子育てコンシェルジュによる情報発信	○幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言を行います。	児童課
7	こども食堂の推進 (再掲)	○「こども食堂」実施団体に事業費用を助成し、地域で子どもを支える仕組みを構築します。	子ども家庭課

V 男女共同参画の啓発

現状と課題

- ・家事・育児は大きな負担ともなることから、価値観や就労観が多様化しつつある女性にとって、理想的な子どもの数を持つことは難しい社会といえます。
- ・父親も積極的に家事・育児に参加し、男女が協力して、子育てや家庭生活を営む意識づくりが必要です。
- ・本市では、これまでに男女共同参画行動計画のもと、藤枝市男女共同参画推進センターを開設し、市民との協働で男女共同参画推進地区推進員事業などを実施してきました。
- ・平成19年12月には、男女共同参画推進条例を制定し、意識の向上、啓発に努めています。

育児休暇の取得に関しては、職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったと回答した人は約3割となっています。

【個別事業の進捗評価より】



施策の方向性

- ・市ホームページ、パンフレット等を活用し、男女共同参画についての意識醸成を進め、子育てに関連した講座などの開催による男女共同参画意識づくりに努めます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	子育てに関する意識啓発の推進	○男女共同参画による地域全体で子育てを支える意識啓発を進めます。	男女共同参画・多文化共生課
2	結婚し、子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発	○男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。	男女共同参画・多文化共生課
3	男女共同参画の推進	○市内の地区ごとに「男女共同参画地区推進員」を置き、地域社会から男女共同参画を学び、男女共同の地域づくりを進めます。 ○男女共同参画を啓発するため、「男女共同参画推進センター」を運営します。	男女共同参画・多文化共生課

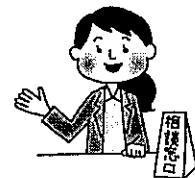
VI 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- ・近年では、子どもの生命が奪われるなど重大な虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談件数も増加、依然として児童虐待は社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。
- ・児童虐待は、身体的虐待だけでなく、ネグレクト（養育放棄）や心理的虐待等、保護者が自覚しにくいものや、周囲が発見しづらいものについても深刻化しており、その防止に向け「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要となっています。
- ・本市では、藤枝市要保護児童対策地域協議会の開催により情報の共有及び問題解決に取り組んでいます。
- ・適切な相談対応、支援を実施するため、職員が積極的に研修会等へ参加し、ケースワークや相談対応がより迅速かつ的確にできるよう支援体制の充実を図っています。

相談員のスキルアップにより、全体の相談支援対応力の向上につながっています。

【個別事業の進捗評価より】



相談事業では「自分の思いを吐き出す場所があつてよかったです」という声があります。

【個別事業の進捗評価より】

施策の方向性

- ・児童虐待を防止し、すべての子どもが健全に成長していくために、早期発見からアフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施します。
- ・地域における関係機関との協力体制の構築、身近な地域における虐待防止のネットワーク体制の整備など、個々のケースの解決につながるような対策を推進します。
- ・児童虐待や発達障害など様々な要素が複雑に絡んで発生する子どもや家庭の問題が増加していることから、それらの問題に対応するための子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策地域協議会の調整機関として支援を実施します。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	子ども家庭総合支援拠点事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭支援全般に係る業務(実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整)を行います。 ○要支援及び要保護児童等への支援業務(危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、児童相談所の指導措置受託指導)を行います。 ○関係機関との連絡調整(要保護児童対策地域協議会調整機関を兼務し、支援の一体性・連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働体制を促進)を行います。 ○その他の必要な支援(一時保護又は措置解除後の在宅生活の継続支援など)を行います。 ○保護者や大人が子どもの権利に対する理解を深めるため、家庭、学校、地域において子どもの人権について広く意識啓発に努めます。 	子ども家庭課
2	要保護児童対策地域協議会の運営及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童やDV被害の防止及び早期発見と早期対応、並びに支援するために協議会や実務者会議、研修会を開催します。 ○人材育成に関する研修会等への参加・企画・開催をします。 	子ども家庭課
3	養育支援訪問事業の実施(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期からおおむね出産後1年以内で育児不安などにより、特に支援が必要と認められる家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。 	子ども家庭課
4	子育て短期支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設等において一定期間、養育または保護を行います。 	子ども家庭課

No.	事業名	内容	担当課
5	子ども育成支援事業の実施(再掲)	○ひとり親家庭等で養育が十分でない子どもに対し、食事や学習等ができる居場所を提供します。	子ども家庭課
6	産婦・乳幼児健康診査等における育児支援体制の充実	○産後2週間と産後1か月の出産後間もない時期の産婦に医療機関等で産婦健康診査を行います。 ○生後4か月までの乳児に対する全戸訪問により、母親の産後うつ病スクリーニングを行います。 ○「6か月児すこやか相談」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」の面接の場を活用します。	健康推進課

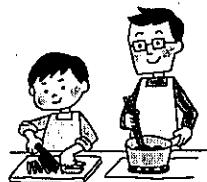
VII 次代の親の育成

現状と課題

- ・少子化の進行や地域社会へのつながりの希薄化などにより、年齢の低い兄弟姉妹の世話や近所の子どもと遊ぶこと、乳幼児とふれあう機会が少なくなっています。
- ・乳幼児とふれあったり、子どもの世話をしたりする機会のないまま親になる人が増加しています。
- ・若者が自立して家庭を持てるよう、若者に対して子育てに伴う喜びが実感されるような意識啓発を積極的に行う必要があります。
- ・本市では、父親の家事、育児参加支援を目的とした「ふじえだイクメン講座」を実施することや多様な媒体を活用した情報発信を積極に行ってています。

本市の発行する子育てガイドブックや子育てアプリなどの認知度は高くなっています。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】



「ふじえだイクメン養成講座」参加者からは、「子育てに対する知識や理解を深める良い機会となった」という声があります。

【個別事業の進捗評価より】

施策の方向性

- ・子どもを生み、育てることの意義に関する教育や広報・啓発を推進するとともに、家庭を築き、子どもを生み、育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるよう、地域社会の環境整備を推進します。
- ・次代の親となる中・高校生が、子どもを生み、育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解できるようにするために、様々なふれあい体験学習などの機会の提供に努めます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	結婚し、子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発(再掲)	○男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。	男女共同参画・多文化共生課
2	男女共同参画の推進(再掲)	○市内の地区ごとに「男女共同参画地区推進員」を置き、地域社会から男女共同参画を学び、男女共同の地域づくりを進めます。 ○男女共同参画を啓発するため、「男女共同参画推進センター」を運営します。	男女共同参画・多文化共生課
3	乳幼児とのふれあい体験学習等の推進	○保育実習や職場体験による中・高校生の保育体験を推進します。 ○小・中学生を対象に、学校等と連携し、子育てについて理解を深める講座や、父親の家庭教育を考える集いを開催します。	教育政策課
4	家庭教育に関する講座の推進	○市内全小学校において、学習会(子育て講話、親子体験、読書講座等)や学級長会を開催します。	生涯学習課

3. 子育てと仕事の両立支援

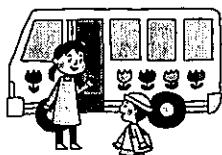
I 乳幼児期の保育の量的充実

現状と課題

- ・乳幼児期の保育定員の拡大にあたっては、保護者の多様な生活実態及び意向を十分に踏まえて、その提供体制を整備し、地域の実情に応じた取組を行うことが必要です。
- ・民間企業における人材不足、女性活躍の推進、経済的な理由から働きながら子育てをする家庭が増えています。
- ・本市では、幼稚園の認定こども園化及び地域型保育事業所の新設等に取り組み、保育定員の拡大が図れたことにより、待機児童は0人となっています。
- ・依然として、保育所需要は高まりをみせており、受け皿の確保が必要となっています。

フルタイムで就労している(産休等を含む)母親は31.1%と5年前より高くなっています。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】



希望する教育・保育は「認定こども園(1号認定での利用)」や「私立幼稚園」が多くなっています。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】

施策の方向性

- ・子どもの健やかな成長に寄与していくことはもちろん、保護者のニーズを十分に踏まえて、保育の定員の確保を計画的に行います。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	認可保育所の推進	○保育の量の見込みに対する必要量を確保すべく、保育定員の確保に努めます。	児童課

No.	事業名	内容	担当課
2	認定こども園の推進	○保育の量の見込みに対する確保方策として、幼稚園の認定こども園化に取り組み、保育定員の確保に努めます。	児童課
3	小規模保育の推進	○3歳未満の保育需要が高い地域に小規模保育事業所を創設し、3歳未満児の保育定員の確保に努めます。	児童課
4	家庭的保育(保育ママ)の推進	○3歳未満の保育需要が高い地域に家庭的保育事業所を増設(増員)し、3歳未満児の保育定員の確保に努めます。	児童課
5	事業所内保育の推進	○出産後の円滑な職場復帰と優秀な人材の確保が図れる事業所内保育所の設置を進めます。	児童課
6	保育士の確保	○保育士を確保するため、国や県、近隣の大学等と連携し、保育士の待遇改善を図りながら、保育士の確保に努めます。 ○保育士・幼稚園教諭専門の人財バンクの事業を推進し、保育士等の人財の確保に努め、保育所等への就労につなげます。 ○保育士等の資格を持たない保育補助者を雇用する保育所等に対し支援し定職につなげます。	児童課
7	私立幼稚園2歳児保育推進事業	○2歳からの保育ニーズに対応するため、私立幼稚園での2歳児保育を推進し、必要な財政支援を私立幼稚園に対して行います。	児童課
8	企業主導型保育の推進	○企業が自主的に取り組む保育所設置事業に対して開設を支援します。	児童課
9	保育施設の情報発信強化と経営安定化の推進	○必要な改修費等を支援するとともに、施設の情報発信に勤めます。	児童課

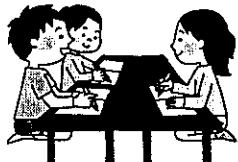
II 放課後児童健全育成事業の質・量的充実

現状と課題

- ・女性の社会進出の増加に伴い、小学生が放課後に子どもだけで過ごす家庭が増えているため、子どもの安全な居場所づくりが求められています。
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では、小学校の放課後、夏休み、冬休みといった長期休業期間や土曜日に保護者が就労等の理由によって昼間家庭にいない小学校に就学している児童の健やかな成長を図るため、小学校敷地内に家庭に代わる生活の場を提供しています。
- ・第1期計画では待機児童の解消に向けて、市内4校で放課後児童クラブの専用施設5施設を整備しました。
- ・その他、待機児童が見込まれる場合には、校舎内の余裕教室などを活用し、受け入れ定員の拡大を図りました。
- ・近年、放課後児童クラブの需要は増加しており、さらなる受け皿の確保が必要となっています。

受け入れ定員を拡大したため、6年生までの児童を受け入れることができます。

【個別事業の進捗評価より】



放課後児童クラブを希望する保護者は5年前よりも高くなっています。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】

施策の方向性

- ・保護者のニーズを的確に捉え、計画期間中は利用ニーズの全てを満たすよう、教育委員会部局と連携し、順次、施設整備を進めます。
- ・運営面では、多様化する保育ニーズに対応できるよう、民間活用も含めて質・量ともに有能な指導員の確保や定着化に向けた策を講じ、適正な指導員配置のもと、保育の質の向上に努めます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	小学校余裕教室の活用	○小学校施設の活用状況について教育委員会部局と定期的に情報交換を行い、小学校余裕教室などを活用します。	児童課
2	専用施設整備の推進	○校内の余裕教室が確保できない場合には、小学校敷地内や既存の社会資源を有効活用して、子どもが生活しやすい専用施設を計画的に整備します。	児童課
3	民間活力の活用	○民間企業の参入も促し、利用ニーズに対応した受け皿の確保に努めます。	児童課
4	規模の適正化	○利用者が多い、大規模な放課後児童クラブを分割するなど、規模と指導員配置の適正化を図ります。	児童課
5	指導員の確保と質の向上	○事業の受託者等と連携し、有能な指導員の確保や定着化に努めます。 ○専門的な研修によって知識や技能を身につけられるよう、指導員全体の資質向上に努めます。	児童課
6	地域子育てサポーターの活用	○放課後児童クラブの具体的活動の補助を行う地域子育てサポーターを積極的に活用します。 ○食農・自然体験など地域ごとに特色ある活動を進めます。	児童課

III 保育所での一時預かりや病児・病後児保育の充実

現状と課題

- ・全国的な保育人材の確保が困難となる中、新たな受け入れ先を確保するためには、各園・施設の状況を踏まえる必要があります。
- ・一時預かり事業は、保育所は高い保育需要によって満員状態であることから、保護者の要請をすべて受け入れることは不可能な状況です。
- ・病児・病後児保育について、病児保育は2箇所、病後児保育は市内で1箇所、で実施しています。
- ・一時預かり事業、病児・病後児保育とともに、新規の受け入れ先の確保に努め、必要数の確保ができます。

一時預かり事業を利用する理由については、「冠婚葬祭や学校行事」が多くなっています。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】



本市が病児・病後児保育事業を実施していることを認知している人は、約7割となっています。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】

施策の方向性

- ・子育てと仕事の両立を支援するためには、保育所や放課後児童クラブの充実だけでなく、一時預かりや病児・病後児保育の充実は欠かせない施策であることから、保育所などの関係施設に働きかけを行います。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	一時預かりの受け入れ態勢の充実	○一時預かりの部屋やスペースの確保を関係施設に働きかけます。	児童課
2	病児保育の拡充	○(公社)藤枝市シルバー人材センター等に対して、病児保育の継続実施を要請するとともに、新たに病児保育専用の保育室の確保に努めます。	児童課
3	病後児保育の継続実施	○藤枝保育園等に対して、病後児保育の継続実施を要請します。	児童課

IV ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直し

現状と課題

- ・子育て期の親を取り巻く課題のひとつとして、仕事を持つ多くの人が仕事中心の生活により、家庭で過ごす時間が少なくなっていることがあげられます。
- ・子育て期、また老親の介護等に追われる中高年期といったダブルケア問題もある中で、誰もが安心して働き続けることが可能で、多様な働き方を選べる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向け、企業や地域に対して働き方の見直しや意識改革を主体的に働きかけていくことが必要です。
- ・本市では、男女共同参画推進事業所を設け、広報ふじえだ、各種情報誌を通して、認定事業所の取組を紹介しています。

育児休暇を取得する母親は、約3割となっており、5年前よりも高くなっています。

【子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査より】



多様な媒体での情報発信を実施している結果、企業の意識高揚と就業環境づくりの推進につながっています。

【個別事業の進捗評価より】

施策の方向性

- ・職業生活と家庭生活のバランスがとれ、多様な働き方を選択できるよう、男女共同参画の取組を通じて、子育て意識の向上を図ります。
- ・職場優先の意識や固定的な性別役割分担にとらわれず、男女がともに子育てできるよう、事業主や就業者に対する意識啓発及び環境づくりを推進します。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスを実現している企業への社会的な評価の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画や女性活躍・働き方改革の推進に積極的な市内事業所を募集し、認定を行います。 ○認定事業所の取組を広く紹介して、企業の意識高揚と就業環境づくりを進めます。 	男女共同参画・多文化共生課
2	多様な働き方の広報・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主を対象に、多様な働き方や働き方改革に関する啓発事業を行います。 	男女共同参画・多文化共生課
3	支援制度の利用に向けた企業への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者の「仕事と介護の両立」を支援する法律として「育児・介護休業法」があり、この制度を利用できるよう周知・啓発します。 	産業政策課

4. 子どもと親の健康の確保

I 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり

現状と課題

- ・少子化が進む中、近年、ストレス等を抱える妊婦や就労している妊婦が増加傾向にあります。
- ・母体や胎児の健康確保のため、妊婦健康診査を受ける重要性や必要性が高く、健診を受けやすい環境も必要となっています。
- ・本市では、母子健康手帳交付時に妊婦健診票の交付及び専従の保健師を配置し、きめ細やかな支援を行っています。
- ・不妊治療費に加え、不育症治療費についても、経済的な負担の軽減を実施しており、安全・安心な出産に向けた体制強化を図っています。
- ・若年の妊婦、育児ストレス、産後うつ等により、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭に対し養育支援訪問を行い、養育の不安感や負担感の軽減を図ります。

保健師をはじめとして、各施設の職員の対応がよく、保護者もそれを実感しているという声があります。



【ワークショップ「すくすく子育てCafe」意見】



担当課と妊産婦における情報共有を実施し、関係機関と連携した支援を実施できています。

【個別事業の進捗評価より】

施策の方向性

- ・引き続き、妊娠期から出産期を通じて母子の健康が確保され、経済的な負担を軽減し、安心・安全な出産ができるよう健康診査の充実と事後支援体制を整備します。
- ・妊娠・出産の不安や悩みについては、仲間との交流の場を提供し、支援に努めます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供	○妊婦に対する保健指導・相談の場の提供と事後支援体制の充実を図ります。 ○「パパママ教室」にて出産準備、育児知識の教育、父性意識の向上や妊婦同士の交流の場を提供し、仲間づくりを支援します。	健康推進課
2	妊娠中の健康診査の推進	○妊娠中の健康診査費用について、経済的な負担を軽減するために公費負担で行います。	健康推進課
3	妊娠期から産後の切れ目ない支援の充実	○専従の保健師が妊娠届出時から妊婦に対する相談を実施します。 ○安全・安心な出産を迎えるよう関係機関との連携による支援の充実を図ります。	健康推進課
4	不妊・不育症治療の支援体制の整備	○医療保険が適用されない一般不妊治療費・特定不妊治療費(男性不妊治療含む)及び不育症の治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成します。	健康推進課
5	産後の支援体制の充実	○産婦健診で心身のケアや育児サポートの必要な産婦を把握し、安心して子育てができるよう産後ケア事業の実施により、産後の子育て支援の体制の充実を図ります。	健康推進課
	養育支援訪問事業の実施(再掲)	○妊娠期からおおむね出産後1年以内で育児不安などにより、特に支援が必要と認められる家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。	子ども家庭課

II 基本的な生活習慣づくり

現状と課題

- ・幼児期、学童期では毎日朝食を食べる割合は高いものの、年齢が上がるにつれて朝食の欠食率が増加傾向にあることや就寝時間が遅くなっているなど、生活リズムの乱れもあり、規則正しい食習慣・生活習慣づくりが必要です。
- ・外遊びをする子どもが減少しており、幼児期からテレビ等の視聴時間が長く、学齢期になるとゲーム・ネット等のメディアの影響を受けやすい傾向があるなど、健康な心と体を育てる環境を整えることが必要です。
- ・本市は、食に関する学習機会や情報提供の推進など、親と子がともに健康に豊かな生活を営むために必要な事業を実施しています。
- ・子どもの健やかな成長のための体づくりとして、本市独自の体づくりプログラムの積極的な活用を推進しています。

「楽しみながら食について学ぶことができた」の声もあり、
食に対する意識を高めることできています。

【個別事業の進捗評価より】



キッズサッカーの普及として実施している大会等への参
加者は年々増加しており、普及が進んでいます。

【個別事業の進捗評価より】

施策の方向性

- ・乳児期からの早寝早起きの生活リズムを確立し、メディア対策など、乳幼児期からの基本的な生活習慣づくりとして、思春期までのライフサイクルに応じた学習機会や情報提供を充実します。
- ・親子ともに心身が健康で豊かな生活を営むために、家庭・地域・幼稚園・保育所・認定こども園・学校・職場等あらゆる場において、学習・体験活動を通じ、食の知識や食の大切さへの理解を深めるための「食育」を推進します。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	食に関する学習機会や情報提供の推進	○「食生活相談」「パパママ教室」「離乳食教室」「出前講座」等にて、市民を対象とした食に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。 ○乳幼児健診の機会をとらえ、集団及び必要に応じて個別に指導を行います。	健康推進課
2	食事づくり等の体験活動の推進	○藤枝市健康づくり食生活推進協議会による「親子料理教室」や管理栄養士による「食育講座」を行います。	健康推進課
3	地産地消を基にした食育の推進	○学校給食食材への地場産品の活用を図ります。 ○学校給食課主催の親子料理教室では、地域の食材を積極的に取り入れることに努めます。	学校給食課
4	食物アレルギーをもつ児童・生徒に給食の情報を提供	○児童・生徒に対してアレルギー調査を行います。 ○給食で使用する食材の食品成分等の情報を提供します。	学校給食課
5	食物アレルギーに関する知識の向上	○保育所や放課後児童クラブ等の給食に係る職員に対して、食物アレルギーに関する知識向上のための情報提供や研修会を開催します。	児童課
6	体力づくりの視点に立った指導	○体力、運動能力調査の結果を踏まえ、各校において児童生徒のバランスのとれた体力づくりの視点に立った指導を進めます。	教育政策課
7	キッズサッカーの普及	○市内の幼稚園、保育所等を対象とした教室や大会を開催します。	児童課
8	「子ども体づくりフェスティ」の開催	○子どもの運動・遊びの機会の充実を図り、体づくりの大切さを親子で学ぶことを目的に、子育て世代をメインとした運動・健康イベントを開催します。	スポーツ振興課

III 母子保健サービスの充実

現状と課題

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安を感じる親や育てにくさを感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。
- ・子どもが健やかに育つためには、就学までの間、健康に関する一貫した支援体制が必要です。
- ・本市は、乳幼児全戸訪問や乳幼児健診等を実施するとともに、保護者への相談指導や情報提供などを推進しています。

「育児や子どもの食事、母親自身の体調について相談で
きてよかったです」という声があります。

【個別事業の進捗評価より】



施策の方向性

- ・多様なケースに対応できるよう、スタッフの充実と資質向上に努め、各種健康診査・健康相談事業の体制の見直しと内容のさらなる充実を図ります。
- ・基本的な生活習慣、発達に応じた遊びや運動、不慮の事故予防の啓発については保健指導の充実を図るとともに、各種保健サービスの情報提供に努めます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)の充実(再掲)	○生後4か月までの乳児をもつすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行います。 ○親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言、支援が必要な家庭に対しては適切な支援を行い、母子保健における指導・育児支援をします。	健康推進課
2	乳児健康診査・相談の充実	○委託医療機関による「新生児聴覚検査」「4か月・10か月児健康診査」の推奨と事後支援に努めます。 ○「6か月児すこやか相談」にて発育・運動発達の確認、生活・栄養指導、育児相談体制の充実を図ります。	健康推進課

No.	事業名	内容	担当課
3	幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」にて、心身の発育への支援、疾病の早期発見、治療、療育支援につなげ、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、育児相談体制の充実を図ります。 ○未受診者に対しては訪問指導等で発達や育児状況を確認し、必要に応じて継続支援につなげます。 	健康推進課
4	事故予防等の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○「6か月児すこやか相談」の場を活用し、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防について啓発します。 	健康推進課
5	相談指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○育児や発達の相談をした際、保健師が支援する「健康相談」、運動発達面で気になる子どもとの保護者に対して理学療法士等が行う「運動発達相談」、管理栄養士による食生活に関する「食生活相談」といった相談体制の充実を図ります。 	健康推進課
6	予防接種に関する助言や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病の発生予防及び蔓延防止を目的に、予防接種に関する情報提供と、子どもの体質や体調などに合わせて適切な時期に接種することを奨励します。 	健康推進課

IV 小児医療の充実

現状と課題

- ・子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、保健・医療の両面から支援できる体制が整っていることが必要です。
- ・子どもの病気や事故等は、急激な体調の変化から命にかかることも少なくないため、夜間及び休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。
- ・本市では、18歳までの子どもを対象に「こども医療費助成事業」を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

小児医療救急電話(♯8000)等の啓発を実施し、電話で相談できる安心感を醸成しています。

【個別事業の進捗評価より】



施策の方向性

- ・安心して子どもを生み、育てられるよう、特に小児救急医療について、近隣市や関係機関との連携を図り、いつでも安心して質の高い医療サービスが受けられるように、小児医療体制の一層の充実に努めます。

具体的な取組

No.	事業名	内容	担当課
1	小児医療に係る 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもがいつでも適切な医療が受けられるように小児救急医療電話(#8000)等の啓発、志太・榛原地域救急医療センターや休日当番医制度により、地域の初期救急医療体制の維持に努めます。 ○志太榛原医療圏の自治体と4医師会、公立病院などの連携を推進し、安定した医療体制を進めます。 	健康企画課
2	小児医療受診に対する 経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳までの子どもを対象に、疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図るために、「こども医療費助成事業」を行います。 ○「育成医療給付」にて、身体に障害のある18歳未満の児童を対象に必要な医療給付を行い、経済的負担の軽減を図ります。 	子ども家庭 課 自立支援課
3	未熟児養育医療における 経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○未熟児の健康の保持及び増進を図ることを目的とし、医師が入院を必要と認めたものに対し、「未熟児養育医療給付」を行います。 	子ども家庭 課

第4章 重点事業5か年計画

1. 幼児教育・保育環境の向上

待機児童ゼロの維持に向けて、施設整備等による保育の受け皿の確保に努めるとともに、そこで働く保育士等の人財確保や働きやすい職場づくりを推進し、保育環境における「量」と「質」の向上を図ります。

《施設整備による「量」の確保》

1 認定区分と概要

■認定区分と提供施設

認定区分	提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり

■認定別子どもが利用できる施設

対象となる子ども	1号認定	2号認定	3号認定	
	3歳以上 制限はありません	3歳以上 保育の必要性があり、教育を受けさせたい	3歳未満 保育の必要性がある	
利用可能施設	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	○	
	保育園			○
	地域型保育事業			○

② 教育・保育、子育て支援事業の区域

本市における、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、第1期計画に引き続き、教育・保育事業、放課後児童健全育成事業については、行政区を基本に4区域として定めます。地域子ども子育て支援事業については、全市で1地区と設定します。できる限り保護者の希望どおりの保育サービスが利用できるように努めます。

■ 提供区域概要

事業区分		提供区域
教育・保育事業	1号認定(3~5歳:幼稚園)	4区域 ①藤枝市北東部…葉梨、広幡、岡部 ②藤枝市中部…藤枝、西益津、瀬戸谷、稻葉 ③藤枝市青島…青島 ④藤枝市南部…高洲、大洲
	2号認定(3~5歳:保育所)	
	3号認定(0~2歳:保育所)	
	放課後児童健全育成事業	
	利用者支援に関する事業	市内全域
	地域子育て支援拠点事業	市内全域
	妊婦健診事業	市内全域
	乳幼児家庭全戸訪問事業	市内全域
	養育支援訪問事業	市内全域
	育児サポート一派遣事業	市内全域
	子育て短期支援事業	市内全域
	子育て援助活動支援事業	市内全域
	幼稚園型一時預かり事業	市内全域
	保育所型一時預かり事業	市内全域
	時間外保育事業(延長保育事業)	市内全域
地域子ども・子育て支援事業	病児・病後児保育事業	市内全域
	私立幼稚園2歳児保育推進事業	市内全域
	実費徴収に係る補足給付事業	市内全域
“子育てるなら藤枝”推進プロジェクト事業		市内全域

③ 量の見込みと確保方策

幼児教育・保育施設の整備計画につきましては、ニーズ調査結果等から算出した量の見込みに対して、待機児童ゼロの維持に向け、必要とする定員の確保を図ります。

全市

(単位:人)

確保策		令和2年				令和3年			
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定
		1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳
量の見込み		1,419	1,029	745	284	1,381	998	747	279
特定教育保育施設		1,118	1,330	644	183	1,214	1,390	668	189
確認を受けない幼稚園		2,510	-	-	-	2,320	-	-	-
地域型保育施設		-	-	378	92	-	-	378	92
合計		3,628	1,330	1,022	275	3,534	1,390	1,046	281
過不足		2,209	301	277	△9	2,153	392	299	2

令和2年度当初

幼稚園 12園
認可保育所 16園
認定こども園 9園
地域型保育 32か所

令和3年度当初

幼稚園 11園
認可保育所 16園
認定こども園 10園
地域型保育 32か所

提供区域別

(単位:人)

確保策		令和2年				令和3年			
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定
		1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳
量の見込み		341	322	136	91	327	307	142	90
特定教育保育施設		196	390	178	48	292	450	202	54
確認を受けない幼稚園		400	-	-	-	210	-	-	-
地域型保育施設		-	-	75	12	-	-	75	12
合計		596	390	253	60	502	450	277	66

(単位:人)

令和4年				令和5年				令和6年			
1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
		1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
1,315	948	752	275	1,309	940	740	270	1,308	940	725	264
1,390	1,534	716	201	1,390	1,534	716	201	1,390	1,534	716	201
1,720	-	-	-	1,720	-	-	-	1,720	-	-	-
-	-	378	92	-	-	378	92	-	-	378	92
3,110	1,534	1,094	293	3,110	1,534	1,094	293	3,110	1,534	1,094	293
1,795	586	342	18	1,801	594	354	23	1,802	594	369	29

令和4年度当初

幼稚園 9園
 認可保育所 16園
 認定こども園 12園
 地域型保育 32か所

令和5年度当初

幼稚園 9園
 認可保育所 16園
 認定こども園 12園
 地域型保育 32か所

令和6年度当初

幼稚園 9園
 認可保育所 16園
 認定こども園 12園
 地域型保育 32か所

(単位:人)

令和4年				令和5年				令和6年			
1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
		1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
302	283	145	88	295	276	143	87	302	282	139	84
292	450	202	54	292	450	202	54	292	450	202	54
210	-	-	-	210	-	-	-	210	-	-	-
-	-	75	12	-	-	75	12	-	-	75	12
502	450	277	66	502	450	277	66	502	450	277	66

■中部

(単位:人)

	令和2年				令和3年			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
量の見込み	269	182	157	29	262	177	158	28
確保策	特定教育保育施設	92	207	114	36	92	207	114
	確認を受けない幼稚園	1,150	-	-	-	1,150	-	-
	地域型保育施設	-	-	58	19	-	-	58
	合計	1,242	207	172	55	1,242	207	172
								55

■青島

(単位:人)

	令和2年				令和3年			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
量の見込み	456	311	265	88	446	304	264	85
確保策	特定教育保育施設	608	426	194	54	689	471	218
	確認を受けない幼稚園	530	-	-	-	360	-	-
	地域型保育施設	-	-	143	41	-	-	167
	合計	1,138	426	337	95	1,049	471	385
								107

■南部

(単位:人)

	令和2年				令和3年			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
量の見込み	353	214	187	78	346	210	183	76
確保策	特定教育保育施設	141	262	134	36	141	262	134
	確認を受けない幼稚園	600	-	-	-	600	-	-
	地域型保育施設	-	-	78	17	-	-	78
	合計	741	262	212	53	741	262	212
								53

(単位:人)

令和4年				令和5年				令和6年			
1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
		1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
242	163	158	28	230	155	154	27	229	154	150	26
92	207	114	36	92	207	114	36	92	207	114	36
1,150	-	-	-	1,150	-	-	-	1,150	-	-	-
-	-	58	19	-	-	58	19	-	-	58	19
1,242	207	172	55	1,242	207	172	55	1,242	207	172	55

(単位:人)

令和4年				令和5年				令和6年			
1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
		1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
438	299	264	83	438	299	260	82	437	298	256	81
689	471	218	63	689	471	218	63	689	471	218	63
360	-	-	-	360	-	-	-	360	-	-	-
-	-	167	44	-	-	167	44	-	-	167	44
1,049	471	385	107	1,049	471	385	107	1,049	471	385	107

(単位:人)

令和4年				令和5年				令和6年			
1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
		1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
333	203	185	76	346	210	183	74	340	206	180	73
317	406	182	48	317	406	182	48	317	406	182	48
0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-
-	-	78	17	-	-	78	17	-	-	78	17
317	406	260	65	317	406	260	65	317	406	260	65

《園で働く環境「質」の向上》

① 保育士・幼稚園教諭人財バンクの推進

保育士・幼稚園教諭専門の人財バンク「enjob ふじえだ」を推進し、マッチング支援などを行うことで、保育士等の人財確保に努め保育所等への就労につなげます。

② 働きやすい職場づくりの推進

保育所等と連携を図りながら、保育士や幼稚園教諭にとって働きやすい職場となるよう推進します。

合わせて、人財確保に向けては、人財バンク「enjobふじえだ」におけるマッチング支援や保育補助者を雇用する保育所等に必要な財政支援を行い、保育所等の環境向上を図ります。

2. 放課後児童の居場所づくり

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、待機児童の解消を目指し、放課後児童クラブの専用施設の計画的な施設整備と学校の余裕教室等の活用、並びに放課後子ども教室の充実により、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、質・量共に放課後児童の健全な居場所づくりを進めます。

《施設整備による「量」の確保》

1 放課後児童クラブの整備

教育委員会との連携や民間活力の参入促進により、児童が基本的な生活習慣や、異年齢の仲間との交流を通じた社会性の習得、発育段階に応じた遊び等ができる生活の場、遊びの場の確保に努めます。

全市

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1年生	469	446	478	462	469
	2年生	410	435	415	446	428
	3年生	337	345	366	351	378
	4年生	186	193	203	211	202
	5年生	83	78	84	89	90
	6年生	30	32	33	31	38
合計		1,515	1,529	1,579	1,590	1,605
確保方策		1,404	1,537	1,625	1,629	1,642

提供区域別

■放課後児童健全育成事業(北東部)

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1年生	118	109	122	110	101
	2年生	105	115	108	119	108
	3年生	75	89	97	92	101
	4年生	50	39	49	52	51
	5年生	17	20	17	23	23
	6年生	7	9	11	9	13
合計		372	381	404	405	397
確保方策		326	376	407	407	407

■放課後児童健全育成事業(中部)

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1年生	104	92	103	111	95
	2年生	80	96	84	96	101
	3年生	75	67	82	71	82
	4年生	36	41	38	47	41
	5年生	13	12	14	12	15
	6年生	3	2	3	2	3
合計		311	310	324	339	337
確保方策		357	357	357	357	357

■放課後児童健全育成事業(青島)

(単位:人)

量の見込み及び確保方策		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1年生	145	141	146	149	158
	2年生	142	129	126	131	134
	3年生	100	119	107	106	110
	4年生	69	69	83	73	72
	5年生	37	33	33	40	35
	6年生	16	19	17	17	20
合計		509	510	512	516	529
確保方策		405	455	512	516	529

■放課後児童健全育成事業(南部)

(単位:人)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1年生	102	104	107	92
	2年生	83	95	97	100
	3年生	87	70	80	82
	4年生	31	44	33	39
	5年生	16	13	20	14
	6年生	4	2	2	3
合計	323	328	339	330	342
確保方策	316	349	349	349	349

施設整備等

■放課後児童健全育成事業(全市)

定員及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校余裕教室等	定員	642	705	693	693
	施設整備	19	22	21	21
小学校敷地内専用施設	定員	762	832	912	912
	施設整備	17	19	21	21
合計	定員	1,404	1,537	1,625	1,629
	施設整備	36	41	42	42

2 放課後子ども教室の拡充

放課後児童クラブに代わる放課後児童の居場所の受け皿として、放課後子ども教室の充実に努めます。

① 放課後子ども教室の充実

地域住民の協力のもと、児童がスポーツ、文化・芸術、地域資源等を活用した様々な学習・体験活動や、交流活動に参加できる場の確保に努めます。

■放課後子供教室の見込み

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
放課後子供教室	実施か所数	8	9	10	12
	利用者数(人)	587	632	697	762
					827

- ② 連携又は一体型による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進
放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童が参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

■連携又は一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の見込み

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施か所数	2	2	2	3	4
利用者数(人)	264	264	264	284	304

● 民間活力による子どもの居場所づくりの推進

放課後児童クラブの待機児童の解消や、子どもの居場所の選択肢を拡大するため、民間企業の活用を導入し、さらなる環境整備に努めます。

《保育の「質」の向上》

1 放課後児童クラブの運営における人材の確保

年々増加する放課後児童クラブ入会希望者に対応するため、保育の場の確保と合わせて、入会児童数に応じて適切な指導員の配置に努めます。

2 放課後児童クラブにおける保育の質の向上

発達に課題を持ち特別な配慮が必要な児童など、多様化する保育ニーズに対応し、児童が安心して過ごすことができるよう関係機関と連携すると共に、指導員の研修を通じて保育の質の確保に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の実施計画

① 地域子ども・子育て支援事業の概要

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象とした子育て支援を充実させるため、以下15の「地域子ども・子育て支援事業」について、年度別の量の見込みを算出した上で、それぞれの事業を行います。

<事業名>

- ①利用者支援に関する事業（子育てコンシェルジュ、妊娠・出産包括支援）
- ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）
- ③妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ④乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥育児サポートー派遣事業
- ⑦子育て短期支援事業
- ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑨幼稚園型一時預かり事業（在園児の延長保育）
- ⑩保育所型一時預かり事業（非在園児の一時的保育）
- ⑪時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑫病児・病後児保育事業
- ⑬私立幼稚園2歳児保育推進事業
- ⑭実費徴収に係る補足給付事業
- ⑮“子育てするなら藤枝”推進プロジェクト事業（※量の見込み・確保方策なし）

2 事業別・年度別の量の見込みと確保方策

①利用者支援に関する事業(子育てコンシェルジュ、妊娠・出産包括支援)

事業概要

- 幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

確保方策

- 児童福祉担当課に子育てコンシェルジュ（保育士有資格者）2名を配置し、保育所等の利用に関する相談に応じ、各家庭が必要とする情報提供などを行います。

■利用者支援に関する事業(子育てコンシェルジュ)

(単位:箇所)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)

事業概要

- 地区交流センターなどの地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が交流できる場所を提供し、地域の子育て支援の拠点として子育てについての相談、情報提供、その他援助を行う事業。

確保方策

- 子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する情報提供や相談、援助を行い、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- また、保健センターや関係機関と連携し、情報交換の場を設けるなどして、妊娠期から子育て期まで途切れない支援を提供します。
- さらに、子育て支援センターがさらに身近なものとなるよう、「子育てフェスタ」や「あかちゃん講座」の開催、地域の公共施設に出向く「出張事業」を行います。

■地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)

(単位:延べ人/月)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	12,500	12,000	11,500	11,000	10,500
確保方策	12,500	12,000	11,500	11,000	10,500

③妊婦に対して健康診査を実施する事業

事業概要

- ・母子保健法第13条第2項の規定に基づき、安心・安全な出産のために、妊婦の健康診査に係る経済的負担を軽減することにより、医療機関等への受診を奨励する事業。

確保方策

- ・過去5年間の平均受診券利用率は、79.5%です。出生見込数に基づき、必要とする健診回数を受診するよう勧奨します。
- ・予定日より早く出産する人もいるため、90%を目標とします。

■妊婦健診事業

(単位: 延べ回／年)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
確保方策	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600

④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切な支援を行う事業。

確保方策

- ・生後4か月までの乳児で市内に居住している場合は、全数に訪問します。
- ・入院中や里帰り中の乳児に対しても、適切な時期に訪問できる体制を整えます。

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

(単位: 人／年)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

⑤養育支援訪問事業

事業概要

・若年の妊婦、育児ストレス、産後うつ等により、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭に対し、養育の不安感や負担感を軽減させるため、訪問支援を実施する事業。

確保方策

・育児不安などを抱え、継続的な支援を必要とする家庭に重点を置き、おおむね1歳未満の子を持つ養育者に対し、養育支援員が家庭訪問することにより、安定した子育てができるように支援します。

■養育支援訪問事業

(単位:人／年)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	75	75	75	75	75
確保方策	75	75	75	75	75

⑥育児サポーター派遣事業

事業概要

- おおむね出産後1年以内の乳児をもつ家庭に訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供離乳食の作り方の指導、遊びや体操の方法、沐浴の手伝い、健診への付き添いなど出産後間もない母親が安心して子育てができるように保育士が育児支援をする事業。

確保方策

- 専任の育児サポーター（保育士有資格者）が乳児をもつ家庭を訪問し、育児の援助や相談に応じ、赤ちゃんの日々の成長、発達の喜びを母親と共有しながら、育児への不安や負担感を軽減していくことで、母親としての自信が持てるような支援を行います。
- また、保健センターや子育て支援センター、子ども家庭課と連携し、切れ目がない支援の体制を整え、ひとりひとりの育児の課題に対して適切な支援を行います。

■育児サポーター派遣事業 年)

(単位:人／

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	180	180	170	160	160
確保方策	180	180	170	160	160

⑦子育て短期支援事業

事業概要

- ・保護者が、疾病などの身体上、精神上、環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において一定期間、必要な養育又は保護を行う事業。

確保方策

- ・子どもと家庭を取り巻く課題が複雑・多様化する中、今後、本事業は子育て支援事業としてだけでなく、要保護児童対策事業としてもニーズは高まっていくものと考えられるため、受け皿の確保に向けた委託先の拡大に努めていきます。

■子育て短期支援事業

(単位:延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	30	30	30	30	30
確保方策	30	30	30	30	30

⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

- ・子どもの一時的な預かりや移動支援など、育児の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、これらの援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

確保方策

- ・子育て世帯における一時的な保育等を援助するため、藤の里ファミリー・サポート・センターを設置し、地域での育児援助を行います。
- ・また、年2回の新規提供会員向けの講習会の開催により、提供会員の確保に努めるとともに、依頼・提供会員の交流会を開催し、会員同士の交流の場を提供します。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位:延べ回／年)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	6,800	6,650	6,500	6,350	6,200
②確保方策	6,800	6,650	6,500	6,350	6,200

⑨幼稚園型一時預かり事業(在園児の延長保育)

事業概要

- ・在園児の保護者の要請に応じて、教育課程に係る教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間に幼児教育を行う事業で、従来の「預かり保育事業」のことである。なお、確認を受けない幼稚園については、従来どおり「預かり保育」として実施する。

確保方策

- ニーズ調査から算出された量の見込みに対しては、現存の幼稚園、認定こども園で行われている預かり保育事業でニーズ量は充足されます。

■一時預かり事業

(単位:延べ人／年)

量の見込み及び確保方策		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
一時預かり事業 (幼稚園)	量の見込み	114,417	111,222	105,788	104,998	104,635
	確保方策	114,417	111,222	105,788	104,998	104,635

⑩保育所型一時預かり事業(非在園児の一時的保育)

事業概要

- 保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間、保育所や認定こども園において一時的な保育を行う事業。

確保方策

- 非在園児の一時預かりを実施する施設に対して補助金を交付することで、保護者が安心して子育てできる環境整備を図ります。

■一時預かり事業

(単位:延べ人／年)

量の見込み及び確保方策		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
一時預かり事業 (保育所)	量の見込み	2,326	2,261	2,150	2,134	2,127
	確保方策	2,326	2,261	2,150	2,134	2,127
一時預かり事業 (その他)	量の見込み	1,987	1,931	1,836	1,822	1,816
	確保方策	1,987	1,931	1,836	1,822	1,816

⑪時間外保育事業(延長保育事業)

事業概要

- ・保育所等の在園児に対して、開所時間を超えておおむね午後7時までの保育を実施する事業。

確保方策

- ・延長保育を希望する全ての子どもを受け入れできている状態であり、現在の保育所等で行われている延長保育事業でニーズ量は充足されます。
- ・今後も、延長保育を実施する施設に対して補助金を交付することで、延長保育の質の確保を図ります。

■時間外保育事業

(単位:延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	541	532	519	512	506
確保方策	541	532	519	512	506

⑫病児・病後児保育事業

事業概要

- ・病児保育事業は、子どもが発熱などの急な病気になった際、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を実施する事業。
- ・病後児保育事業は、病気などからの回復期にある乳幼児を、保育所に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業。

確保方策

- ・ニーズ調査から算出された量の見込みに対しては、現存の病児・病後児施設で行われている病児・病後児保育事業でニーズ量は充足されます。

■病児・病後児保育事業

(単位:延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

⑬私立幼稚園2歳児保育推進事業

事業概要

- ・2歳からの保育ニーズに対応するため、私立幼稚園での2歳児保育を推進し、必要な財政支援を行う事業。

確保方策

- ・幼稚園での2歳児保育を実施する施設に対して補助金を交付することで、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てできる環境整備を図ります。

■私立幼稚園2歳児保育推進事業

(単位:延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	14,400	13,200	13,200	13,200	13,200
確保方策	14,400	13,200	13,200	13,200	13,200

⑭実費徴収に係る補足給付事業

事業概要

- ・特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯に対して、幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を女性します。

確保方策

- ・生活保護世帯に、幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成することにより、児童の健やかな成長と保護者の負担軽減に努めます。

■実費徴収に係る補足給付事業

(単位:延べ人／年)

量の見込み及び確保方策	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

⑯“子育てするなら藤枝”推進プロジェクト事業

事業概要

・子育てに不安を感じている若い世代が、子育てに対し尊さや幸せを感じができる環境づくりを更に推進するため、民間（子育て支援団体等）のアイデアやノウハウを活用し、出産や育児不安の解消につなげる事業。これにより、子育て世帯や支援団体間のネットワークを構築するとともに、地域における子育て支援の力を底上げし、「子育てするなら藤枝」の新たなモデルを構築。

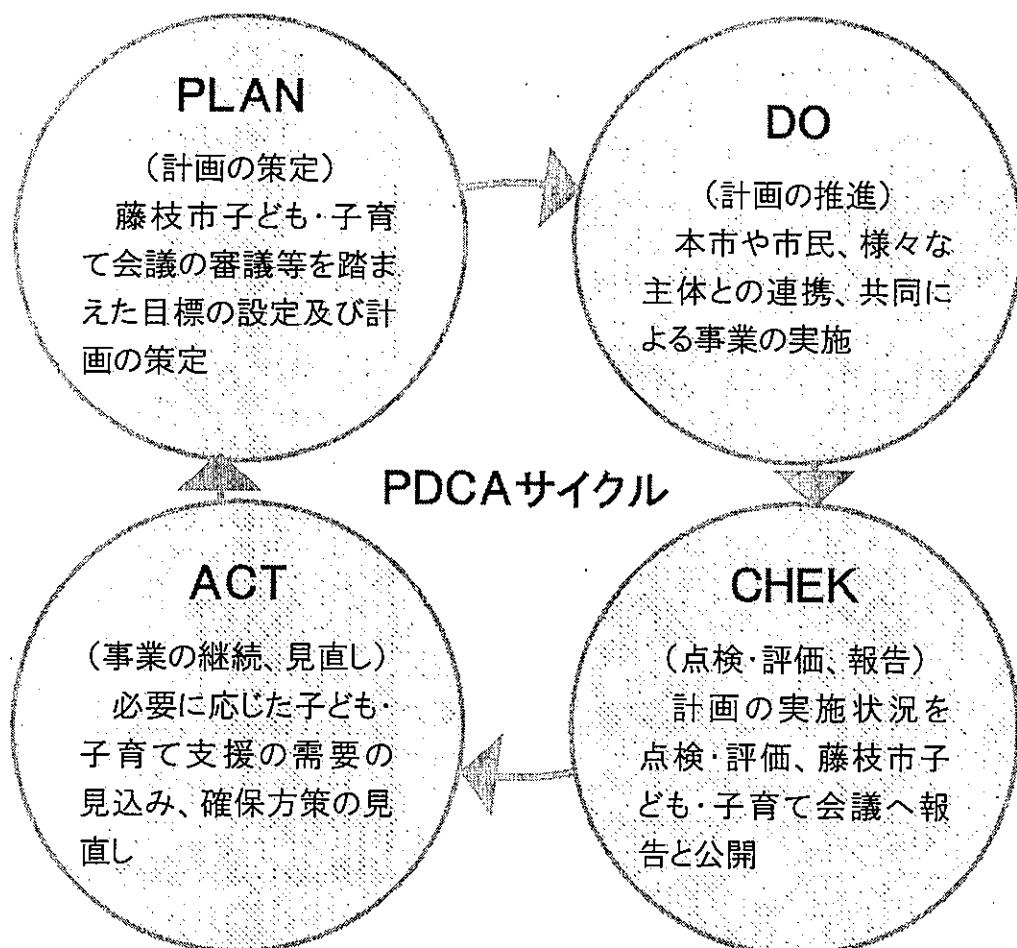
第5章 計画推進体制

1. 点検・評価と達成状況の報告

計画期間の5か年間、本計画における第3章、第4章に掲載している子ども・子育て支援に関する事業並びに重点事業は、達成状況を点検・評価し、藤枝市子ども・子育て会議に報告します。

2. 実施状況の公表

本計画の点検・評価並びに藤枝市子ども・子育て会議での検討結果については、市のホームページ等で公表します。



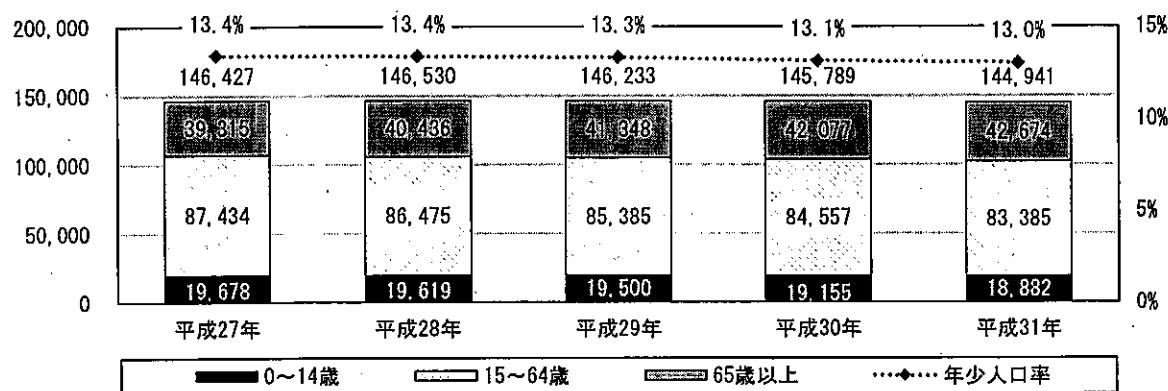
第6章 資料編

1. 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口の推移

人口は平成28年より、減少が続いています。

■年齢3区分別人口の推移

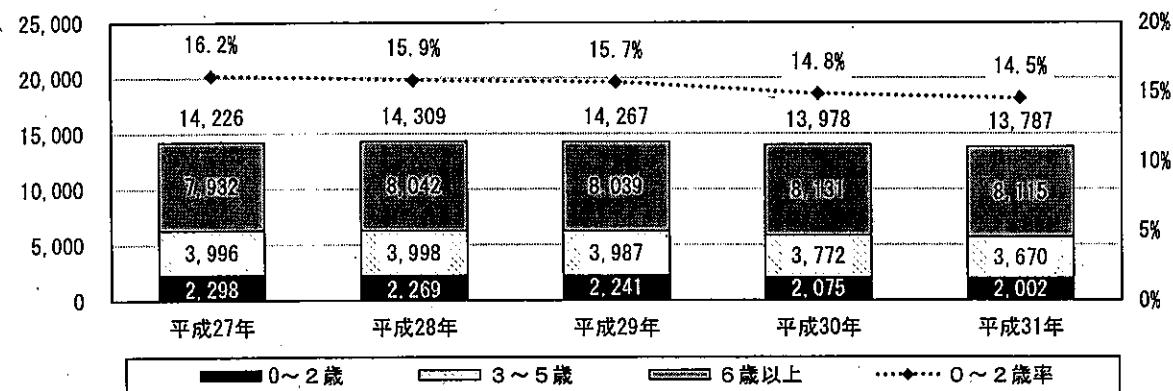


資料:住民基本台帳各年3月末時点

2 児童数（0歳～11歳）の推移

児童数は、総人口と同様に平成28年より、減少が続いています。

■児童数（0歳～11歳）の推移

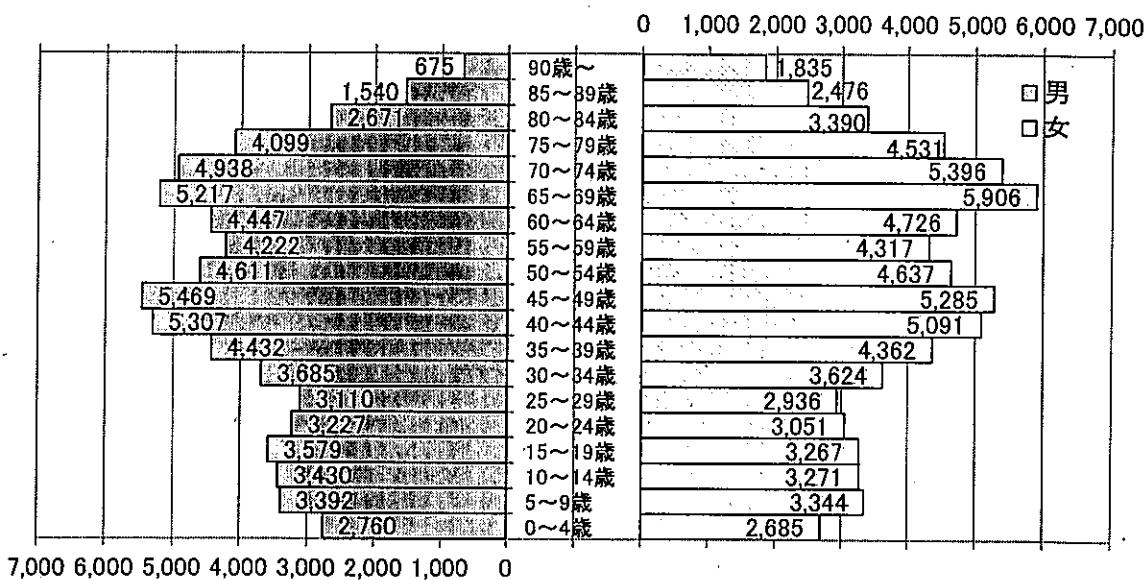


資料:住民基本台帳各年3月末時点

3 人口構造

人口構造をみると、30歳～39歳の人口層と比べると20歳～29歳で人口が少なくなっています。

■人口構造

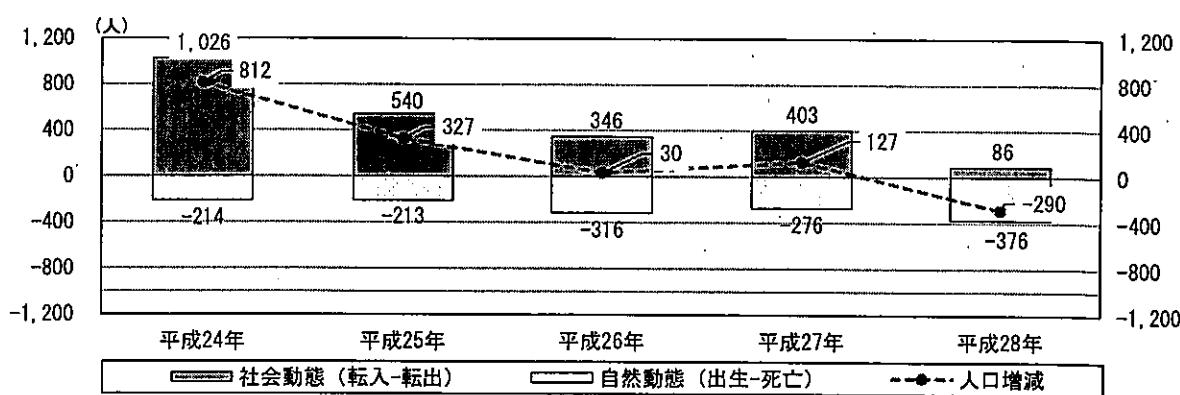


資料:住民基本台帳 平成31年3月末時点

4 人口動態

児童数は、総人口と同様に平成28年より、減少が続いています。

■社会動態（転入・転出）、自然動態（出生数・死亡数）の推移

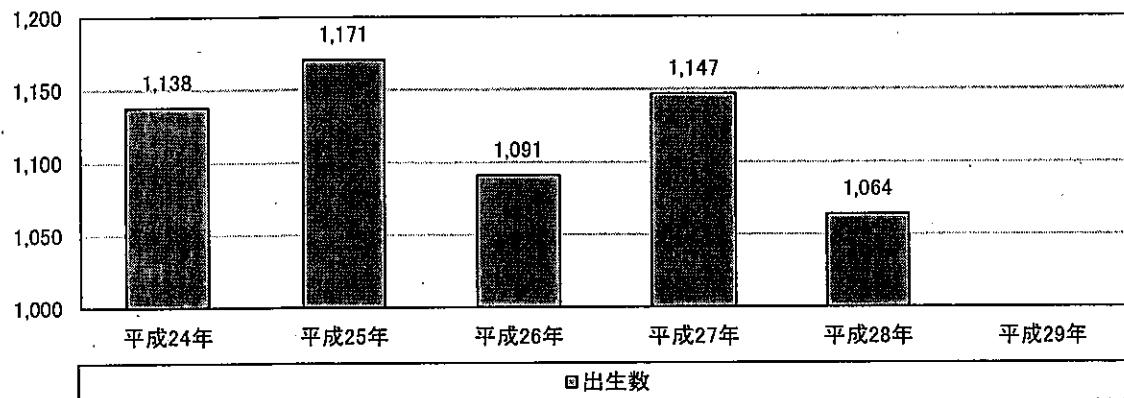


資料:藤枝市の統計書

5 出生数の推移

出生数は、総人口と同様に平成28年より、減少が続いている。

■出生数の推移

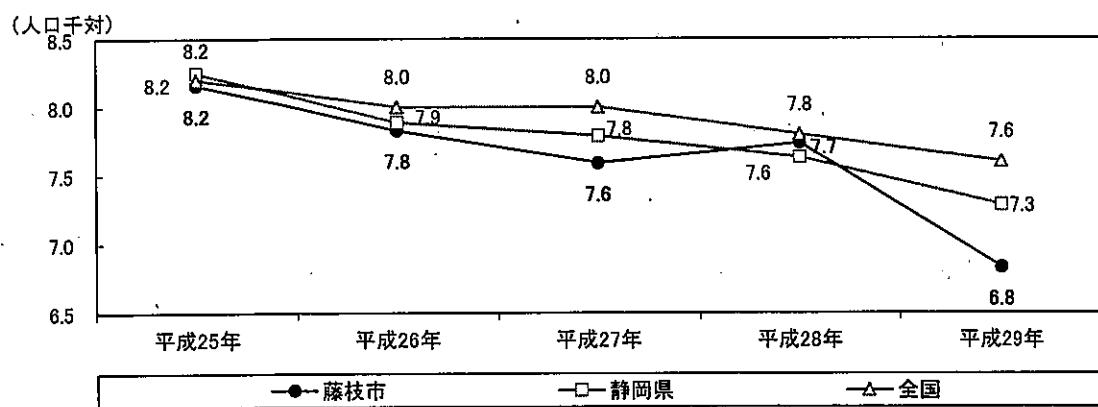


資料:藤枝市の統計書

6 出生率の推移

出生率（人口1,000人当たりの出生数）は、平成25年から減少が続き、平成29年では、国や静岡県よりも低くなっています。

■出生率の推移

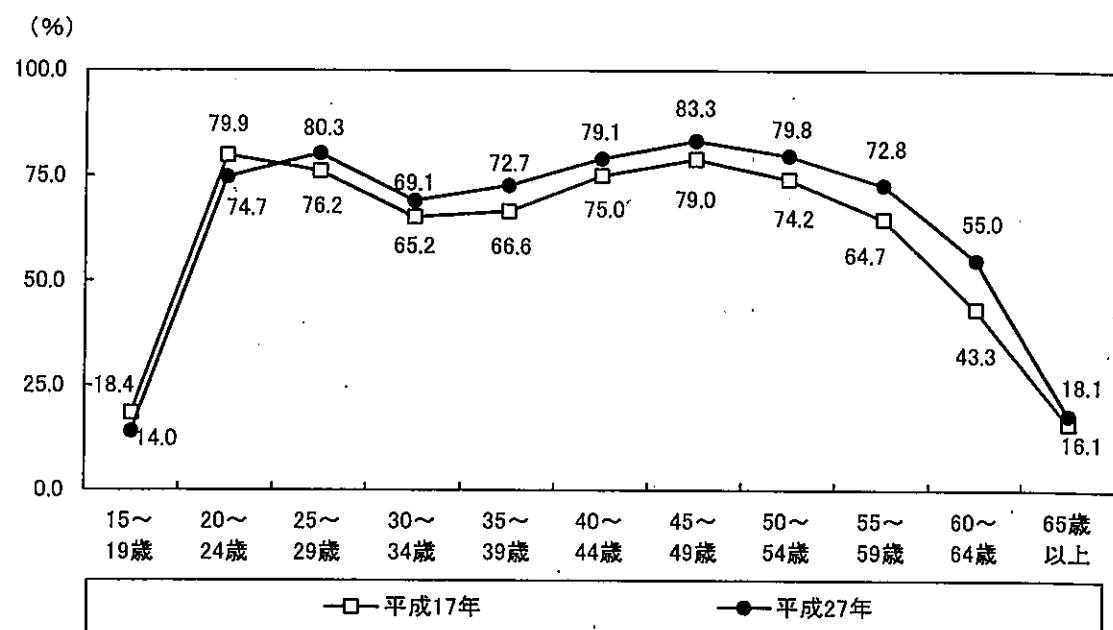


資料:静岡県人口動態統計

7 女性の労働力率の推移

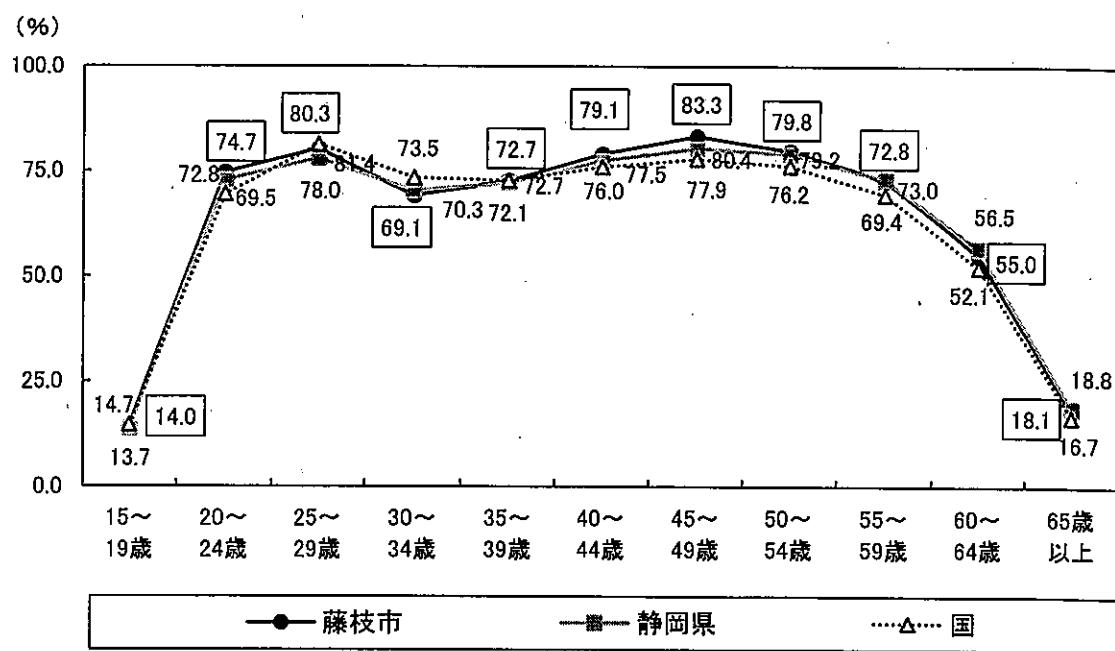
女性の労働力率をみると、平成17年と比較すると、25歳以上はこの10年間で高くなっています。また、国、静岡県と比較すると、第1子が生まれる可能性がある30歳～34歳の労働力率は低くなっているため、子育てを機に離職している女性が多い可能性があります。

■労働力率（経年変化）



資料:国勢調査

■労働力率（経年変化）

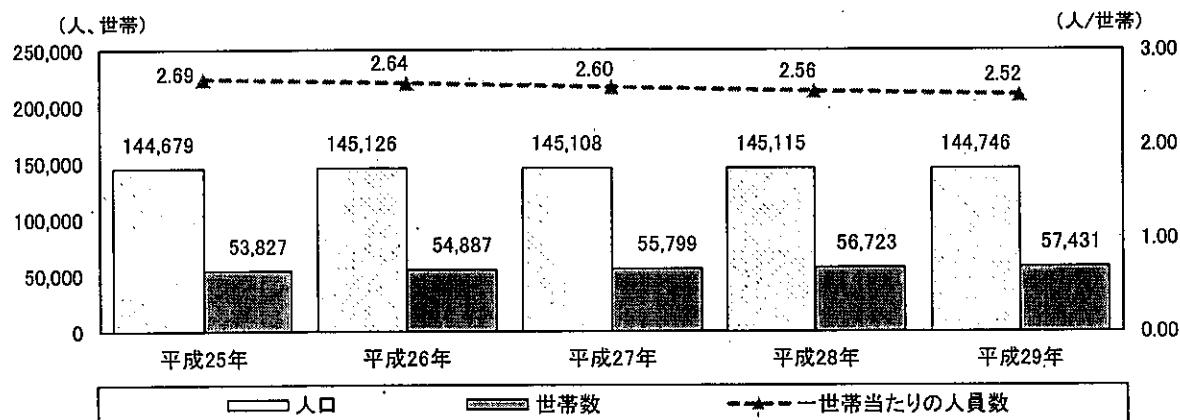


資料:国勢調査

8 世帯数の推移

世帯数は、年々増加しているものの、一世帯当たりの人員数は減少しており、核家族化が進行している可能性があります。

■世帯数の推移

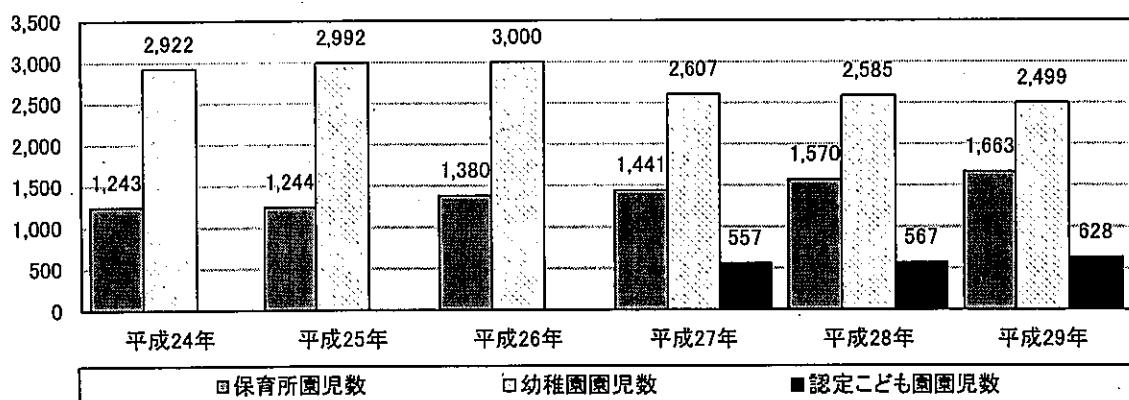


資料:藤枝市の統計書

9 保育所・幼稚園等の園児数

保育所・幼稚園等の園児数の推移をみると、保育所、認定こども園の利用が増加しています。

■保育所・幼稚園等の園児数の推移



資料:児童課

2. ニーズ調査結果

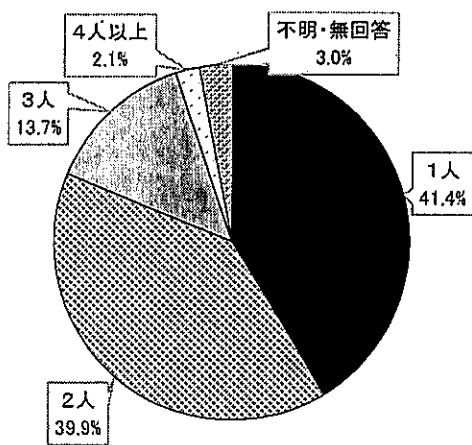
本調査は、平成31年度に行う「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

- 調査地域：藤枝市全域
- 調査対象：藤枝市内在住の就学前児童の保護者
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童 2,000 人を無作為抽出
- 調査期間：平成 30 年 11 月 20 日～12 月 21 日
- 調査方法：郵送による配布・回収

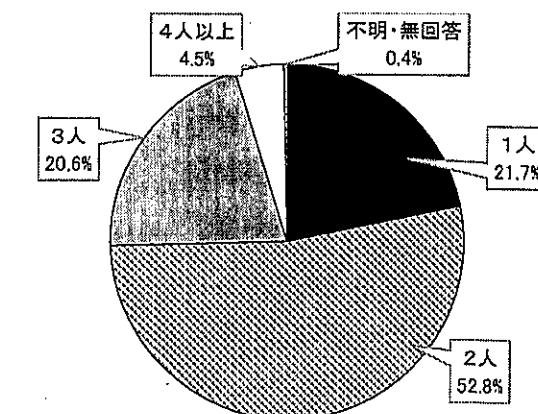
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	1,001	50.1%

1 きょうだいの人数

○前回調査と比較すると、きょうだいの人数が「1人」が多くなっています。

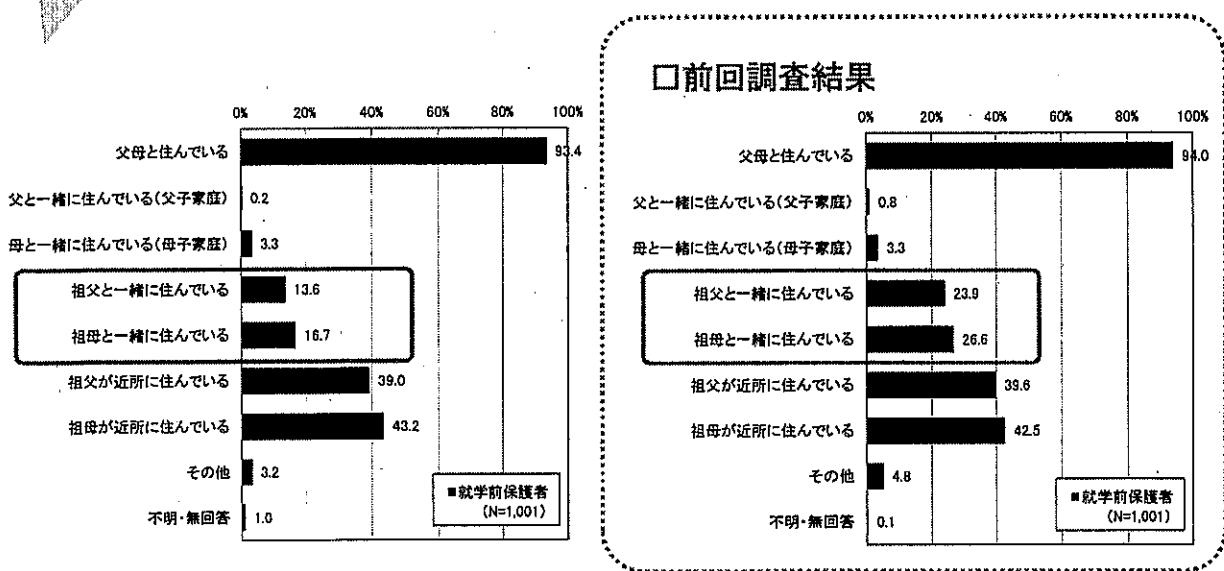


□前回調査結果



2 同居している家族の状況

- 同居している家族の状況をみると、前回調査結果と比較すると、「祖父母と一緒に住んでいる」割合が下降していることがわかります。
- 提供区域ごとにみると、全体と同様の傾向がでながらも、[藤枝北]で祖父母との同居が多くなっています。

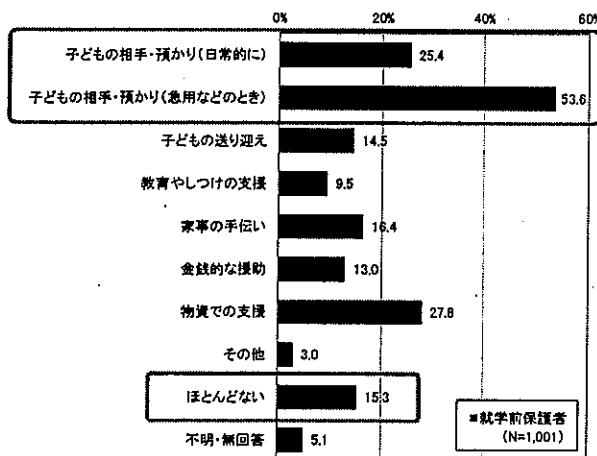


■ 提供区域別

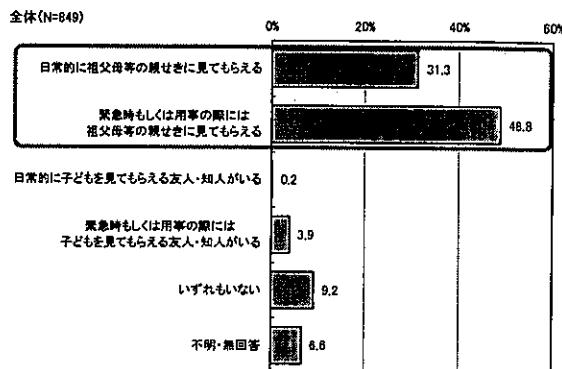
上段: 度数 下段: %	問6 祖父母と一緒に住んでいますか。また、近所(様々な移動手段を用いて15分以内程度に行き来できる範囲)に 祖父母が住んでいますか。	合計									
		父母と住 んでいる	父と一緒に 住んでいる(父子 家庭)	母と一緒に 住んでいる(母子 家庭)	祖父と一緒に 住んでいる	祖母と一緒に 住んでいる	祖父が近 所に住んで いる	祖母が近 所に住んで いる	その他	不明・無 回答	
全体		1,001 100.0	935 93.4	2 0.2	33 3.3	136 13.6	167 16.7	390 39.0	432 43.2	32 3.2	10 1.0
藤枝北		229 100.0	217 94.5	-	7 3.1	40 17.5	55 24.0	96 41.9	107 46.7	8 3.5	1 0.4
藤枝中		186 100.0	172 92.6	-	6 3.2	36 19.4	36 19.4	76 40.9	85 45.7	11 5.9	1 0.5
青島		301 100.0	287 95.3	-	12 4.0	35 11.6	45 15.0	110 36.5	123 40.9	4 1.3	-
藤枝南		209 100.0	193 92.3	2 1.0	6 2.9	24 11.5	29 13.9	93 44.5	101 48.3	8 3.8	1 0.5
わからな い		55 100.0	52 94.5	-	2 3.6	1 1.8	1 1.8	12 21.8	13 23.6	1 1.8	-

3 祖父母からの子育て支援

- 祖父母からの支援については、「子どもの相手・預かり(急用などのとき)」がもっとも多くなっています。
- 前回調査と比較しても、同様の傾向はでており、「急用などのとき」が、日常的によりも上昇していることがわかります。
- 「ほんとしない」と回答した方で、祖父母と同居・近居していない割合は、全回答者の中で88件(8.8%)となっています。



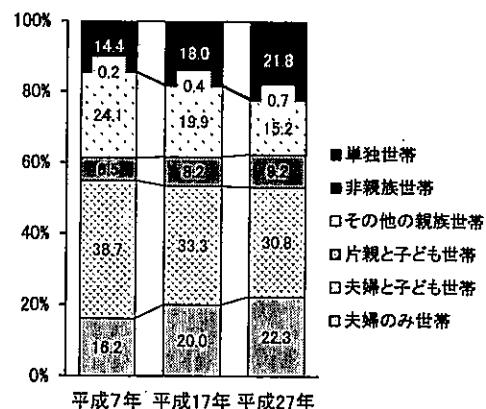
□前回調査結果



◆統計資料では

世帯の状況をみると、夫婦のみ世帯が増えており、世帯の状況が変化していることがわかります。

また、片親と子ども世帯も増えてきています。

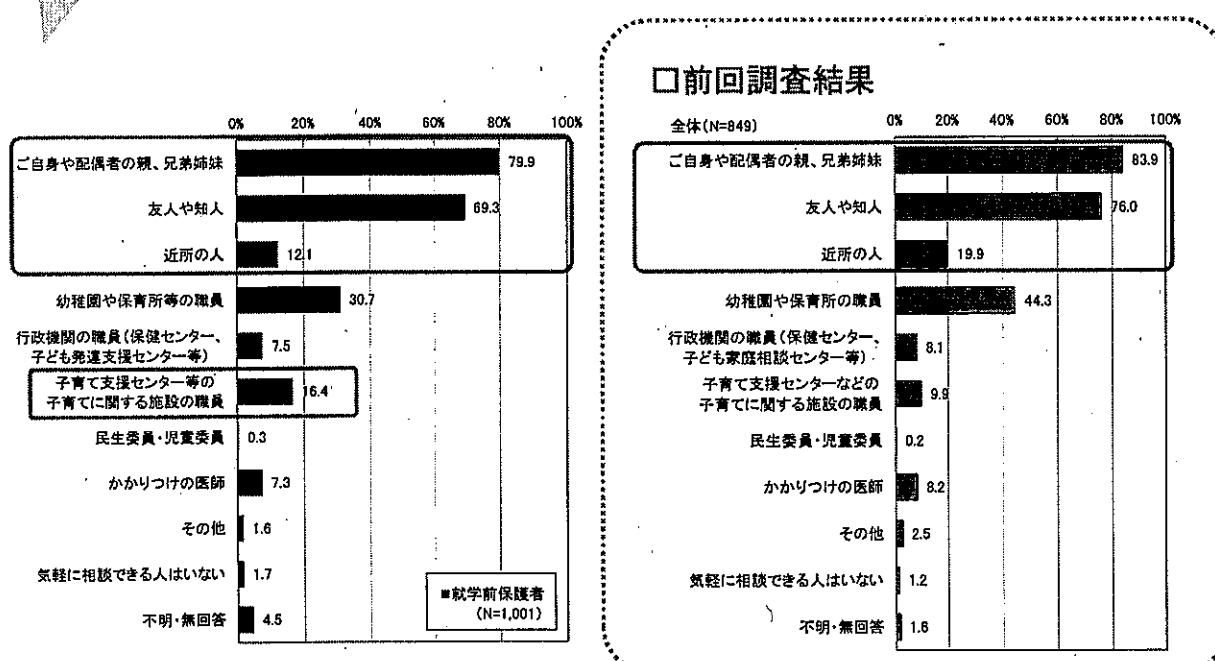


4 相談相手について

○子育てに関する相談相手について、前回から、数ポイントずつ下降傾向にあります。

○子育て支援センターの職員への相談が多くなっています。

○提供区域別にみると、[藤枝北]、[青島]では、幼稚園や保育所等の職員が高くなっています。[藤枝南]では、行政職員や子育て支援センター職員が高くなっています。



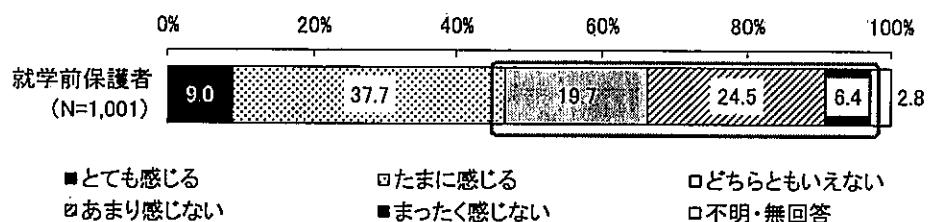
■提供区域別

		問1 あて名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる方はいますか。											
上段:年度 下段:96	問2 お住まいの地区	相談相手	ご自身や配偶者の親、兄弟姉妹	友人や知人	近所の人	幼稚園や保育所等の職員	行政機関の職員(保健センター、子ども発達支援センター等)	子育て支援センター等の子育てに関する施設の職員	民生委員・児童委員	かかりつけの医師	その他	気軽に相談できる人はない	不明・無回答
		合計	1,001	800	694	121	307	75	164	3	73	16	17
全体		100.0	79.9	69.3	12.1	30.7	7.5	16.4	0.3	7.3	1.6	1.7	4.5
		藤枝北	229	188	168	31	78	18	36	0	16	4	2
		100.0	62.4	73.4	13.5	34.1	7.9	15.7	0.0	7.0	1.7	0.9	3.5
		藤枝中	186	154	133	24	52	13	28	1	13	3	4
		100.0	62.0	71.5	12.9	28.0	7.0	15.1	0.5	7.0	1.6	2.2	4.3
わがらな		青島	301	223	214	41	106	20	49	0	20	5	6
		100.0	74.3	71.3	13.6	35.2	6.6	16.3	0.0	6.6	1.7	2.0	4.7
		藤枝南	209	181	134	21	62	18	38	2	21	2	2
わがらな		100.0	63.0	64.1	10.0	29.7	8.6	18.2	1.0	10.0	1.0	1.0	2.9
		わがらな	55	42	36	4	8	6	11	0	3	2	3
わがらな		100.0	26.4	65.5	7.3	14.5	10.9	20.0	0.0	5.5	3.6	5.5	3.6

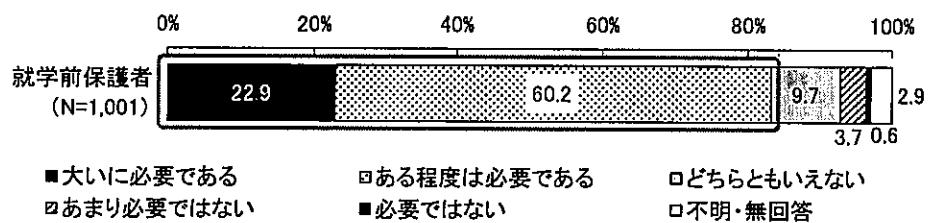
5 地域との関係性

- 子育てをしていて、地域で支えられていると感じるかどうかについては、どちらともいないを含めると約半数の方が感じていないことがわかります。
- 一方で子育てしやすい要素として、地域のつながりを必要だと感じている方が多くなっています。

■子育てをしていて、地域で支えられていると感じるか

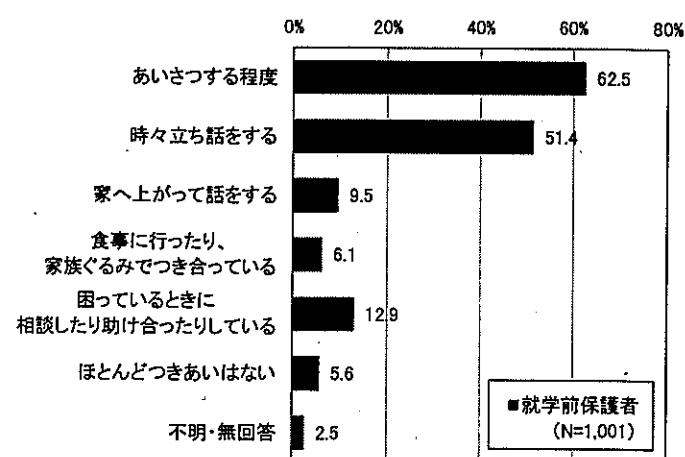


■子育てをしやすい要素として、地域のつながりは必要か



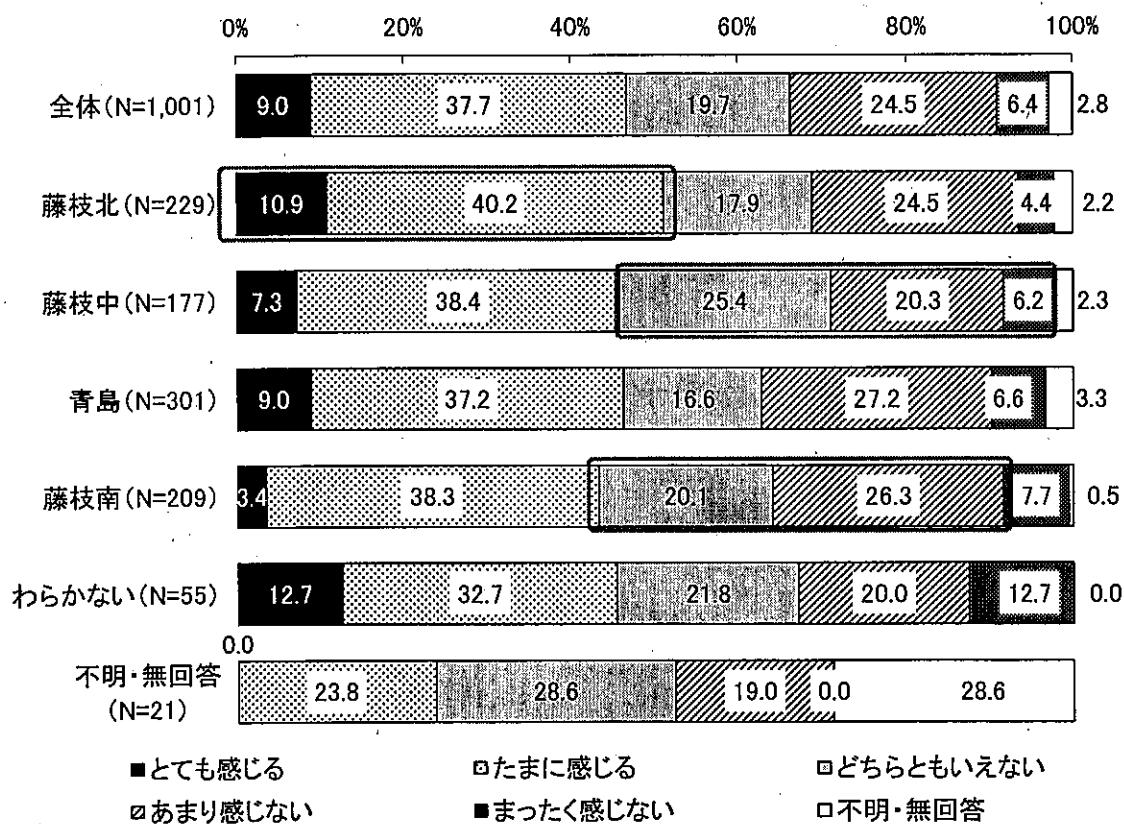
◆地域との関わり内容

地域との関わり内容について、「あいさつする程度」、「時々立ち話をする」が多くなっています。



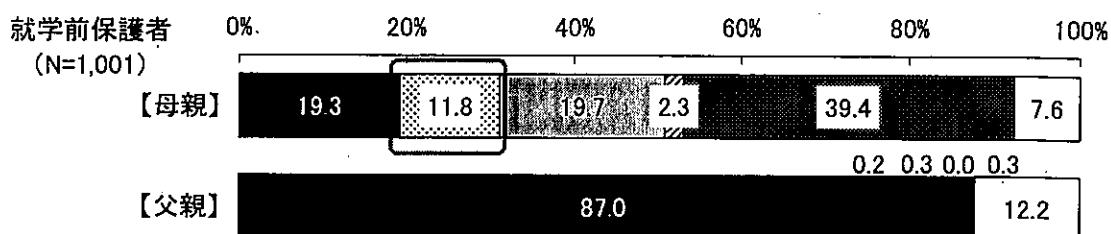
- 提供区域別にみると、[藤枝北]が他の地域に比べ、地域で支えられていると感じている割合が高くなっています。
- 一方で、[藤枝中]や[藤枝南]では、地域で支えられている実感がない割合が高くなっています。

■ 提供区域別



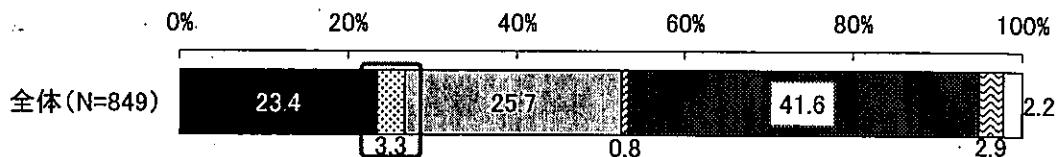
6 保護者就労の状況

- 母親の就労状況をみると、前回と比較すると「産休・育休・介護休業中」の割合が高くなっています。
- 全体をみても、仕事をしていない方の割合は減少し、就労している母親が多くなっています。



- フルタイムで働いている
- フルタイムだが、現在産休・育休・介護休業中
- パート・アルバイト等で働いている
- パート・アルバイト等だが、現在産休・育休・介護休業中
- 現在は仕事をしていない
- 不明・無回答

□前回調査結果

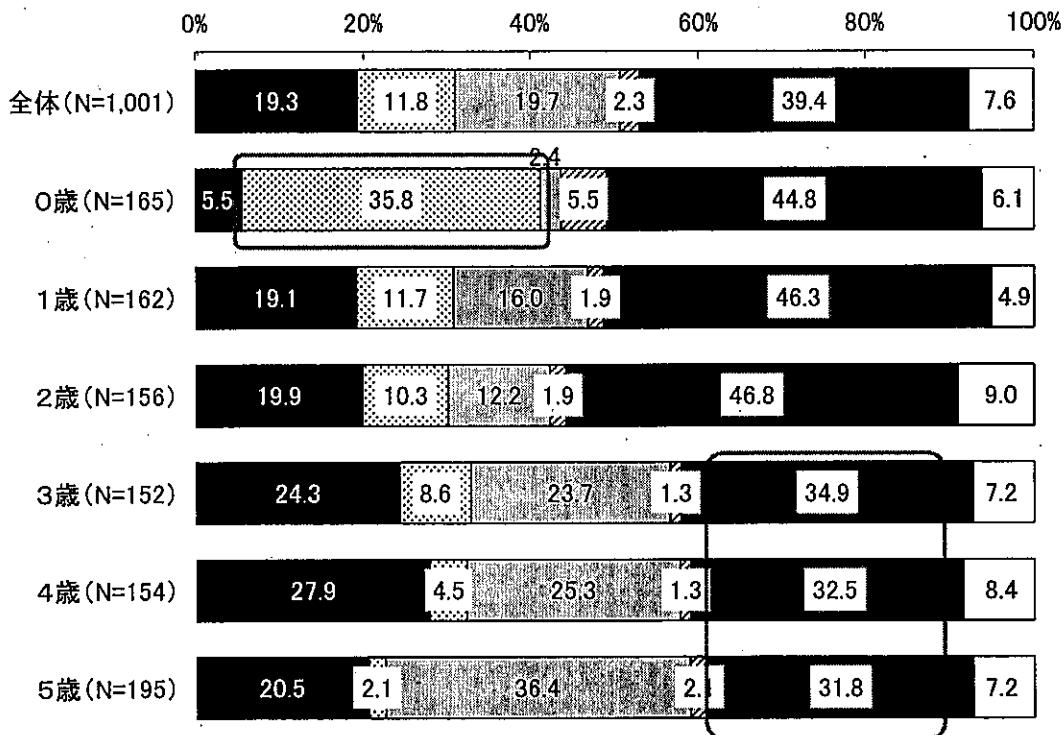


- フルタイムで就労している
- 育児休業・介護休暇・病気休業中(フルタイムで就労予定)
- パート・アルバイト等で就労している
- 育児休業・介護休暇・病気休業中(パートタイム・アルバイトで就労予定)
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

○年齢別にみると「0歳」では、「産休・育休・介護休業中」の方の割合が高くなっています。

○一方で、3歳以上になると、「仕事をしていない」方の割合が低くなり、何らかの形で就労している方が多くなっています。

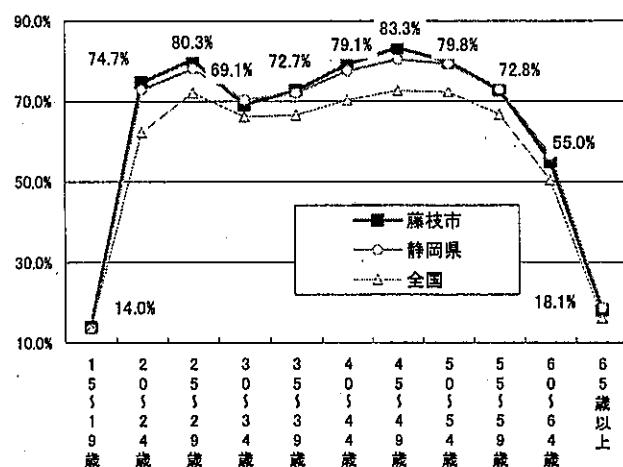
■年齢別



- フルタイムで働いている
- フルタイムだが、現在産休・育休・介護休業中
- △パート・アルバイト等で働いている
- △パート・アルバイト等だが、現在産休・育休・介護休業中
- 現在は仕事をしていない
- 不明・無回答

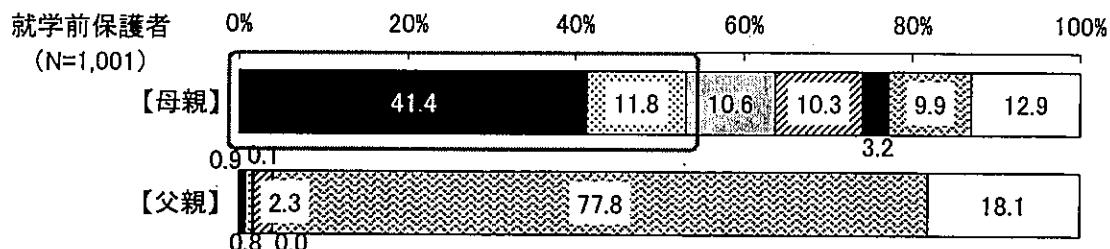
◆統計資料では

労働力率をみると、全体として、国や静岡県よりも高くなっていますが、「30~34歳」の年代では静岡県よりも低くなっています。



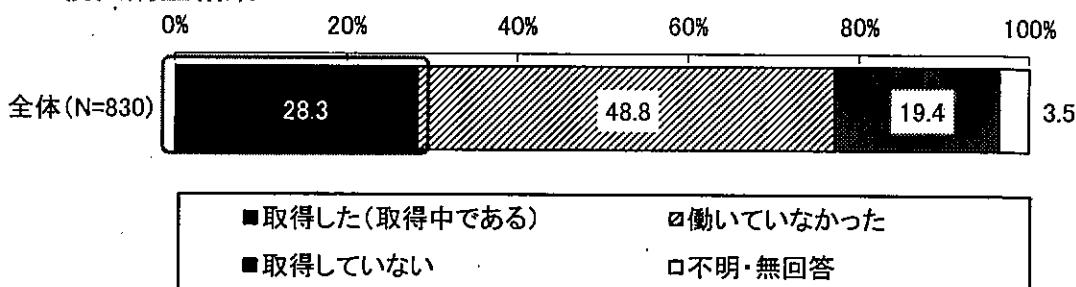
7 育児休業等の取得状況

- ①育児休業等の取得状況については、前回調査と比較すると、育休休業等の取得割合が高くなっています。
- ②取得していない方の割合は減少しており、育児休業等を取得している割合が高くなっていることがわかります。



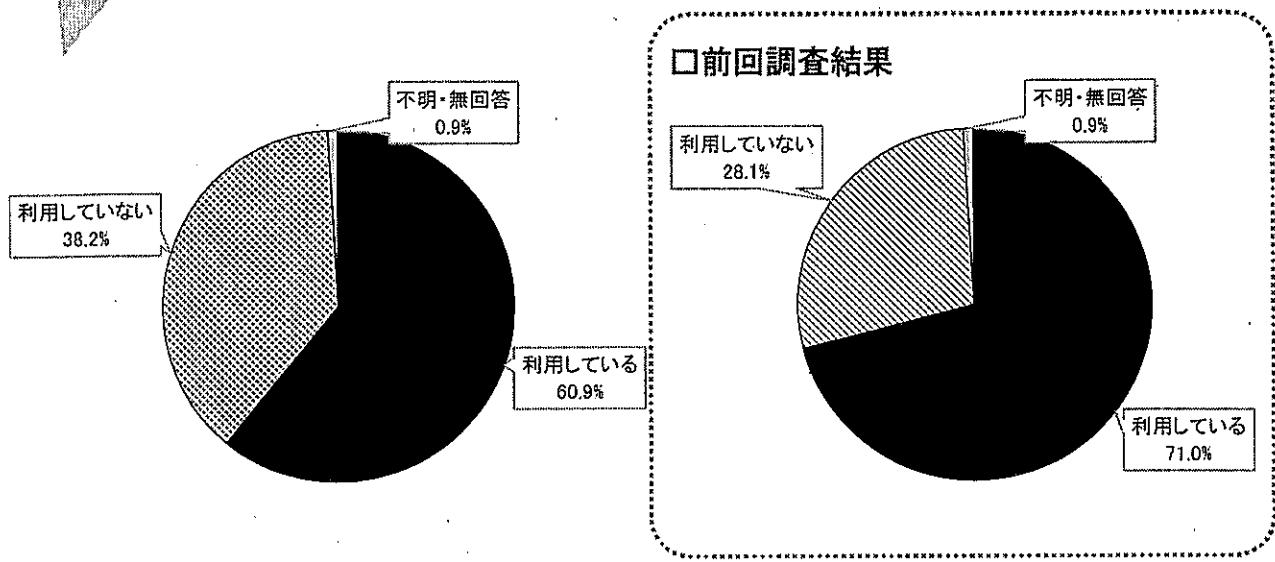
- 就労していなかった
- 取得中である
- 取得後に職場復帰し、短時間勤務制度を利用した
- 取得後に職場復帰したが、短時間勤務制度を利用しなかった
- 育児休業取得中に離職した
- 取得していない
- 不明・無回答

□前回調査結果

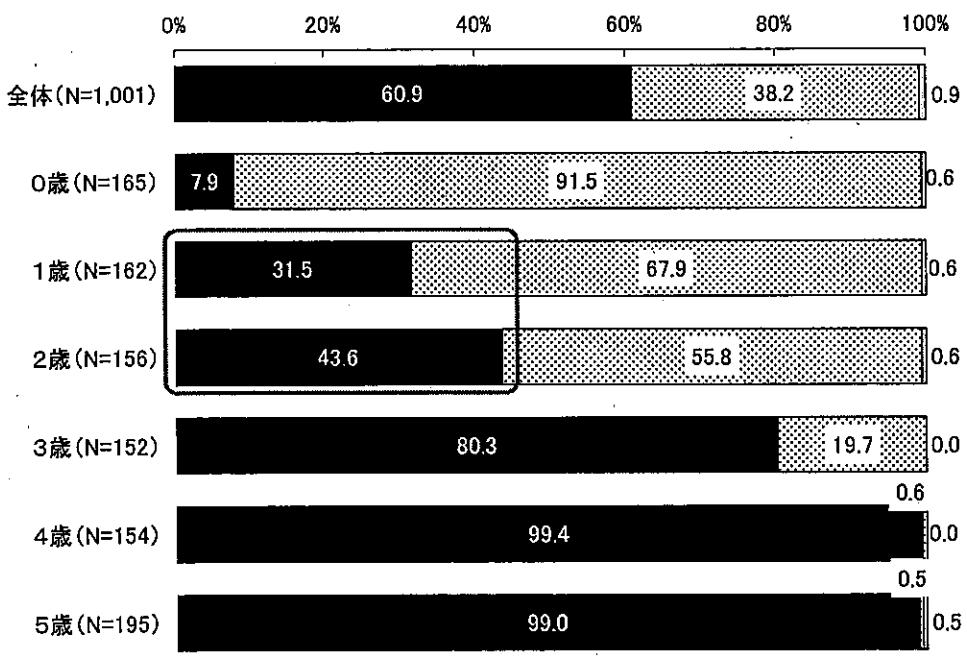


7 教育・保育事業の利用状況

- 教育・保育事業の利用については、前回調査と比較すると、「利用していない」方の割合が多くなっています。
- 年齢別にみても、「1歳」以降、教育・保育事業を利用する方が多くなっています。特に[3歳]以上になると8割以上の方が利用しています。



■年齢別



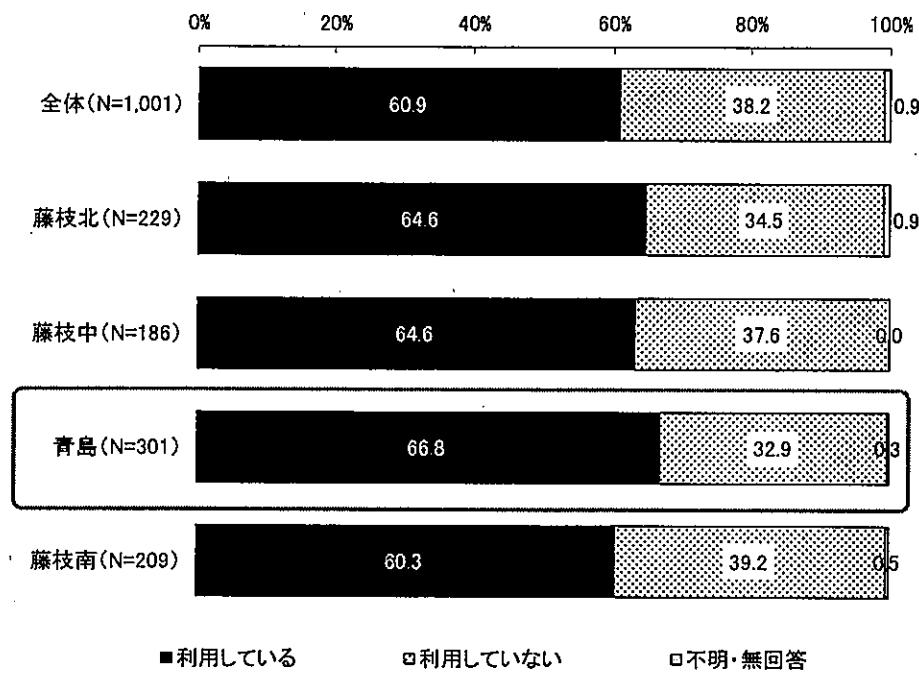
■利用している

□利用していない

□不明・無回答

○提供区域別にみると「青島」で66.8%と高くなっています。

■ 提供区域別



■利用している

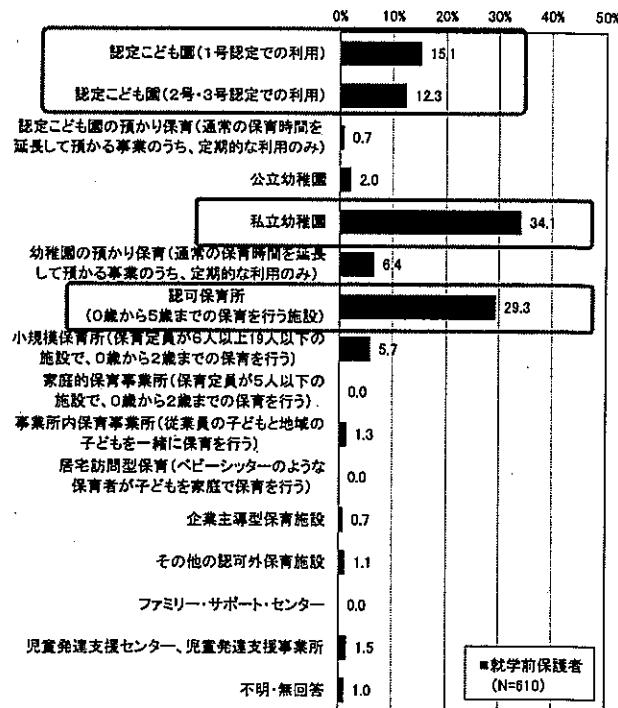
□利用していない

□不明・無回答

◆ 利用している内訳では

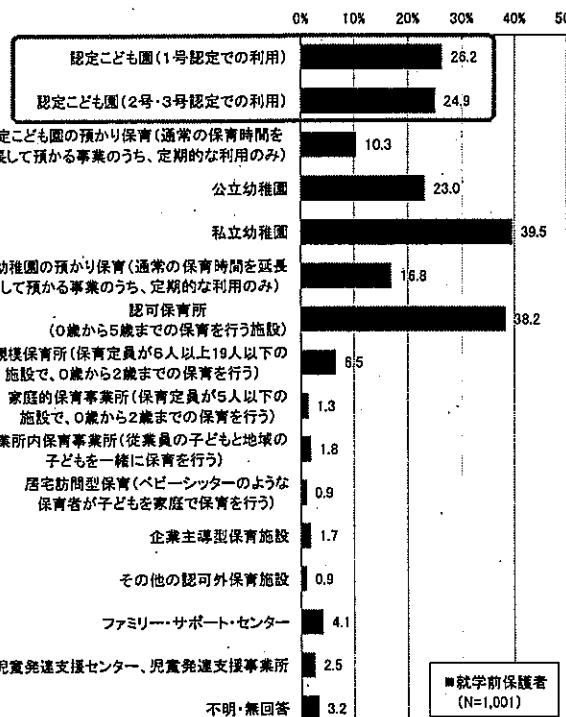
「私立幼稚園」、「公立保育所」の割合が高くなっています。

他市町の傾向と比較すると「認定こども園」の利用が多くなっています。

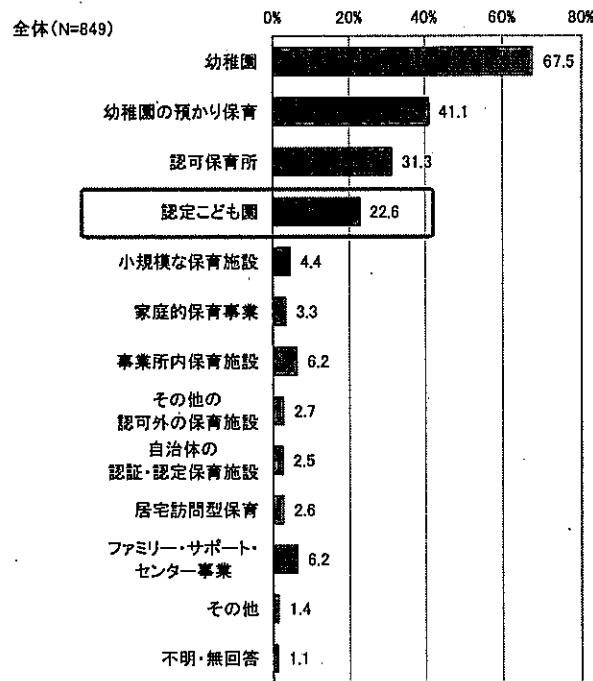


8 教育・保育事業の利用希望

○教育・保育事業の利用希望については、前回調査と比較すると、「認定こども園」の希望が多くなっています。

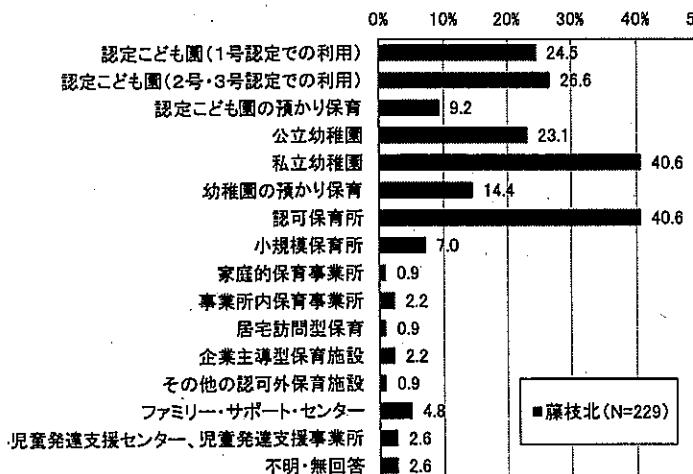


□前回調査結果



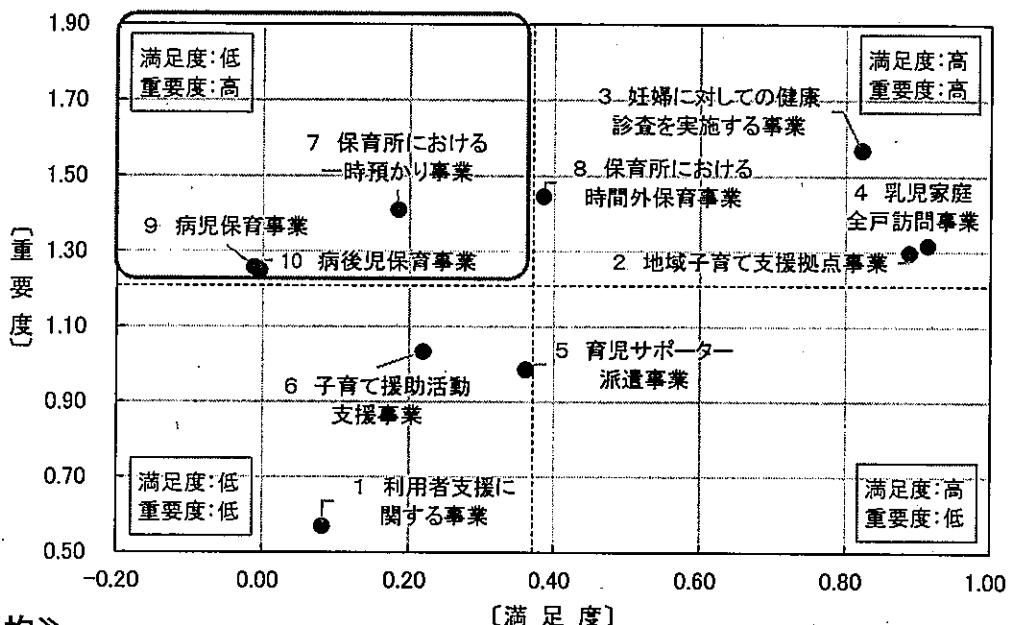
◆提供区域別の希望

提供区域別の希望をみると、希望する教育・保育に違いがあることがわかります。



⑨ 子育て支援事業の満足度×重要度

- 子育て支援事業の満足度と重要度をみると、時間外保育、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業は満足度も重要度も高い項目として、ニーズに応えた事業の実施ができていると考えられます。
- 病児・病後児保育、一時預かり事業については、重要度が高く、満足度は低い事業となっており、ニーズに応えられていない可能性がある事業となっています。



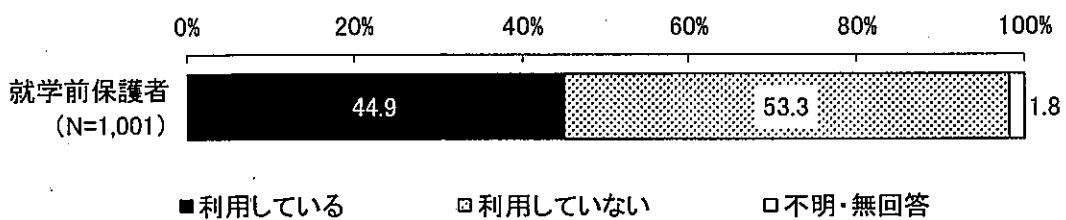
《加重平均》

全 10 項目の平均点は、「満足度」で 0.38、「重要度」で 1.21 となっており、全体では、「満足度」よりも「重要度」が高い結果となりました。

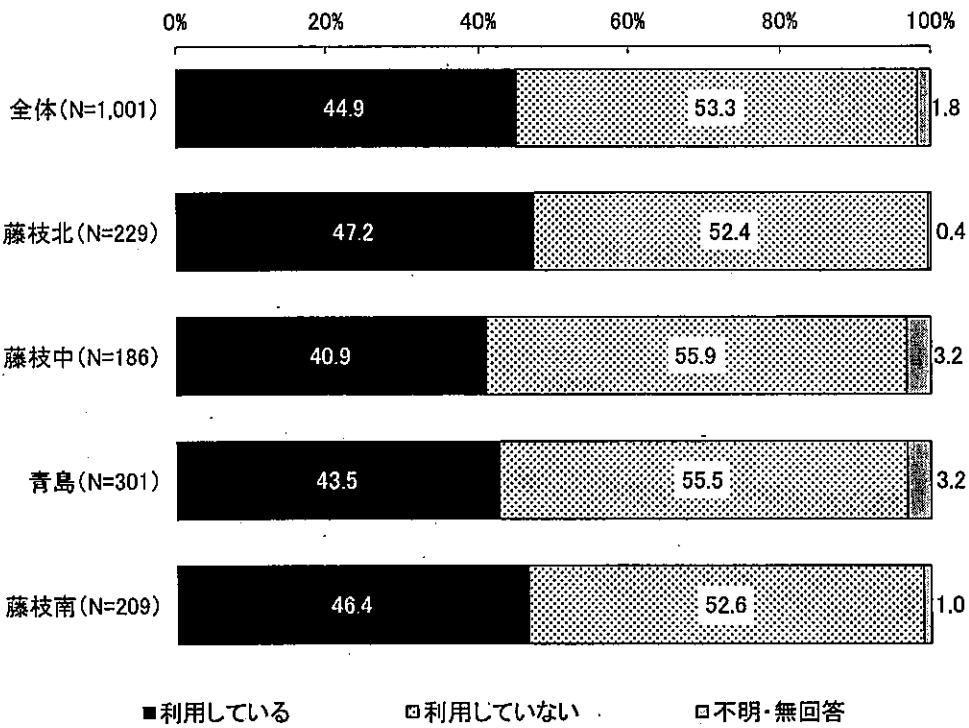
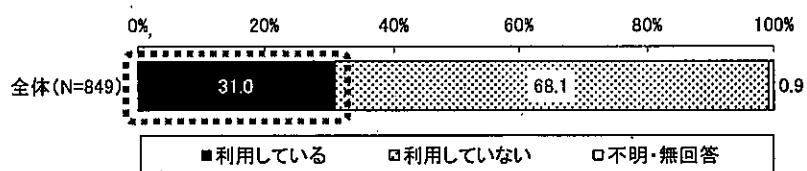
項目	満足度	重要度
1 利用者支援に関する事業	0.08	0.57
2 地域子育て支援拠点事業	0.89	1.30
3 妊婦に対しての健康診査を実施する事業	0.82	1.57
4 乳児家庭全戸訪問事業	0.91	1.32
5 育児センター派遣事業	0.36	0.99
6 子育て援助活動支援事業	0.22	1.03
7 保育所における一時預かり事業	0.18	1.41
8 保育所における時間外保育事業	0.39	1.45
9 病児保育事業	-0.01	1.26
10 病後児保育事業	0.00	1.25
平均	0.38	1.21

10 子育て支援センターの利用状況

- ①子育て支援センターの利用度をみると、前回調査と比較して、利用している割合が高くなっています。
- ②提供区域別にみると、「藤枝北」「藤枝南」で利用している方が多くなっています。

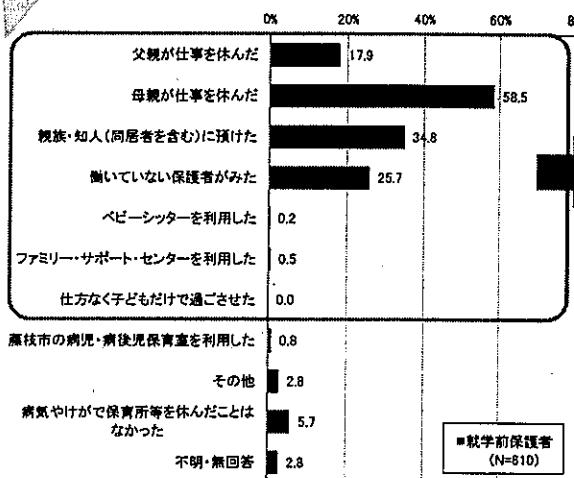


□前回調査結果

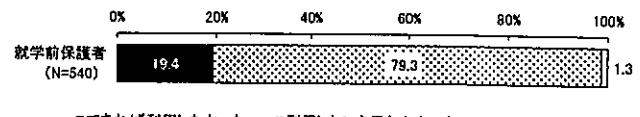


11 病児・病後児保育事業について

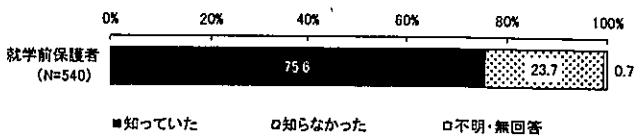
- 子どもがけがや病気の際の対応については、保護者が仕事を休むが多くなっています。
- 病児・病後児保育を利用していない方の中で、できれば利用したかった方は、約2割となっています。
- 病児・病後児保育を知っている人は、約8割と高くなっています。利用しなかった理由の中には、他人に預ける不安もありながら、手続きの煩わしさも理由として挙がっています。



□病児・病後児保育を利用したかったか



□病児・病後児保育を知っていたか

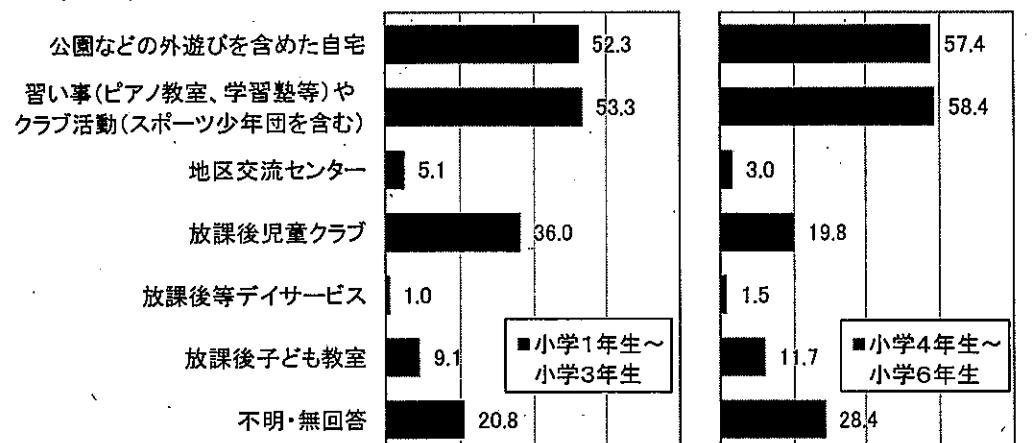


12 放課後の過ごし方

- 子どもの放課後の過ごし方については、公園などの外遊びを含めた自宅や習い事が多くなっています。
- 放課後児童クラブについては、低学年で全体の約4割、高学年で全体の約2割となっています。前回調査と比較しても高くなっていることがわかります。

就学前保護者

(N=197)

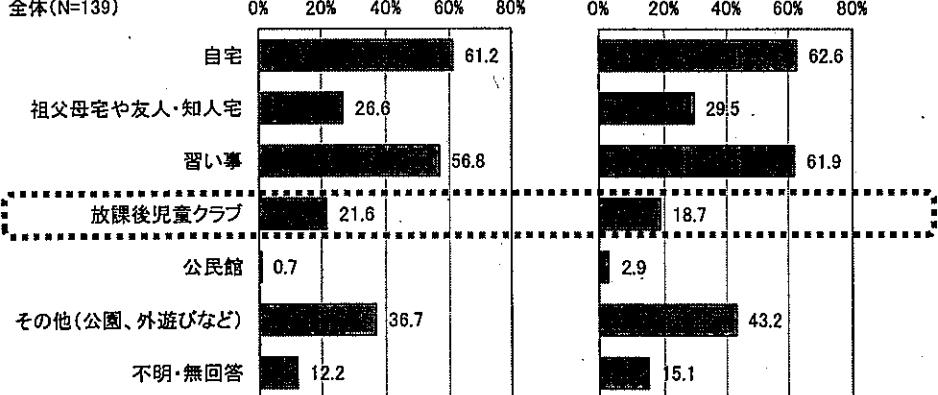


□前回調査結果

全体(N=139)

【小学1年生～小学3年生】

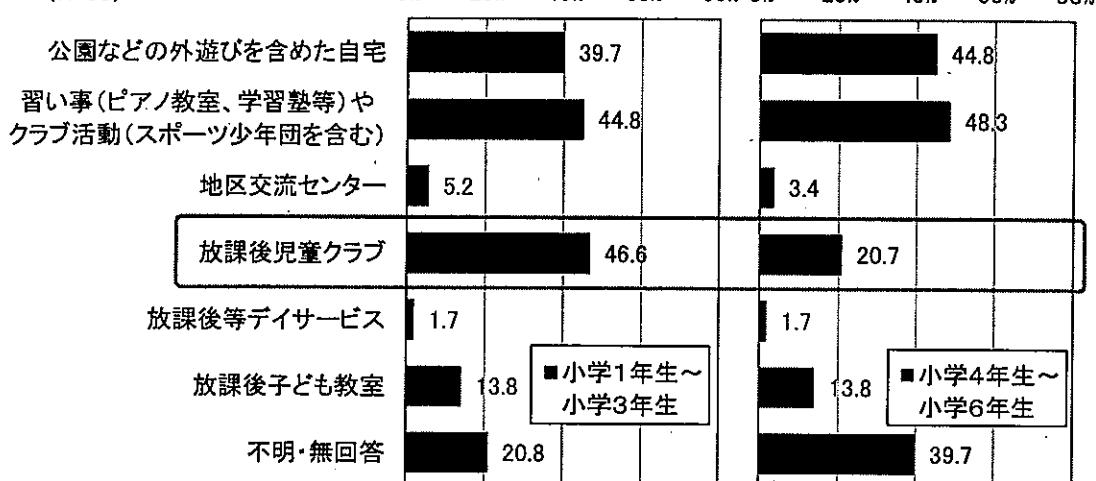
【小学4年生～小学6年生】



- 子どもの放課後の過ごし方については、提供区域別にみると、地区によって、放課後児童クラブのニーズに違いがあることがわかります。
- 全体と比較していくと、「藤枝北」では高く、「藤枝中」では低くなっています。

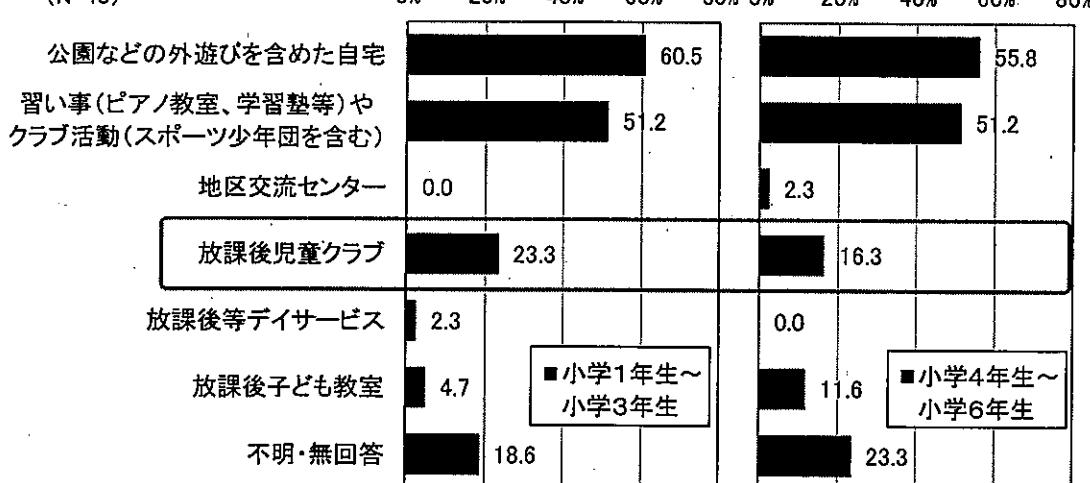
藤枝北

(N=58)

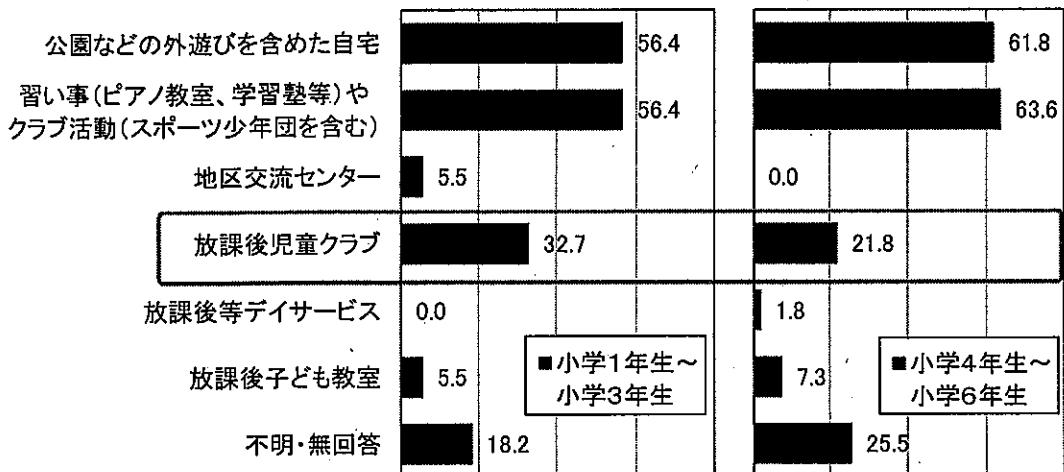


藤枝中

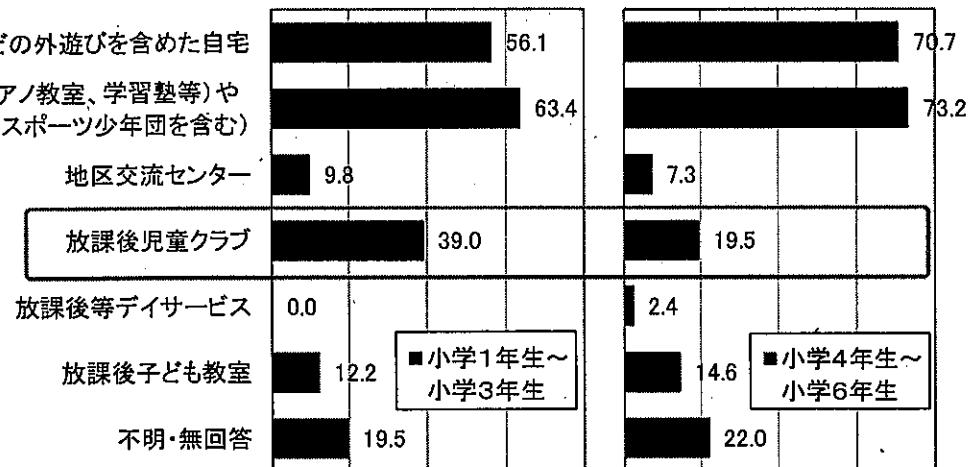
(N=43)



青島
(N=55)



藤枝南
(N=41)



3. 子ども・子育て会議等

資料2

地域型保育事業所の認可について

1 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度において創設された制度で、3歳未満児を主に保育をする利用定員が19人以下の施設・事業である。

ただし、事業所内保育事業は、利用定員の上限はない。

認可基準は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市が認可する。

① 施設設備・職員配置基準

事業名	定員	保育従事者資格	職員配置 (乳幼児:保育従事者)	面積基準 (乳幼児一人あたりの面積)
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者	0～2歳 3:1	0～2歳 3.3m ² 以上
小規模保育事業A型	6人以上 19人以下	保育士	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3m ² 以上 2歳 1.98m ² 以上
小規模保育事業B型	6人以上 19人以下	保育士 1/2 以上	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3m ² 以上 2歳 1.98m ² 以上
小規模保育事業C型	6人以上 10人以下	家庭的保育者	0～2歳 3:1	0～2歳 3.3m ² 以上
居宅訪問型保育事業	1人	家庭的保育者	0～2歳 1:1	基準なし (乳幼児の家庭で保育するため)
事業所内保育事業 (地域枠の子ども)	1人以上	保育士	0歳 3:1 1～2歳 6:1	0～1歳 3.3m ² 以上 2歳 1.98m ² 以上

2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、市町村が地域型保育事業の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聞くこととされている。

3 認可事務の流れ

事業者から提出された認可申請書類を基に、職員が現地審査を実施し、運営責任者への聞き取り調査及び設備基準・職員配置を確認する。



4 認可協議

(1)認可予定施設の概要

No.	申請者	施設名称	施設類型	所在地	利用定員			
					3号認定			
					0歳	1歳	2歳	計
1	(株)ペツツ 代表取締役社長 前川敦	プティ藤枝 南園	事業所内保 育事業	田沼 1-18-1	3人	12人	12人	27人

※定員 27人のうち 7人は地域の就学前子どもに係る定員(地域枠)

(2)面積基準、職員配置基準

施設名称	面積基準適合状況		保育士配置基準適合状況	
	必要面積	市確認面積	必要人員	市確認人数
プティ藤枝南園	0歳児 $3.30\text{m}^2 \times 3\text{人} = 9.90\text{m}^2$ 1歳児 $3.30\text{m}^2 \times 12\text{人} = 39.60\text{m}^2$ <u>2歳児 $1.98\text{m}^2 \times 12\text{人} = 23.76\text{m}^2$</u> 73.26 m ²	93.05 m ²	5人	6人

(3)その他運営基準

施設名称	連携施設の有無	食事の提供方法	重要事項説明書及び運営規程の有無	緊急対応マニュアル等の有無	第3者委員の選任の有無
プティ藤枝南園	有	自園調理	有	有	有

※連携施設の役割……小規模保育所の卒園後の受け皿、屋外遊具の利用、幼児教育・保育の情報提供

緊急対応マニュアル等・不審者・侵入者、火災・大地震、事故発生時、苦情解決、虐待防止

第3者委員の役割……苦情に対する第2の窓口、解決

(4)利用定数設定に関する基礎データ

保育ニーズと保育の受け皿(供給量)

ア 青島地区(青島)

・0歳児 想定ニーズ量:110人 供給量: 95人

・1・2歳児 想定ニーズ量:350人 供給量: 337人

不足 15人

不足 13人

イ R1年度整備量(拡大量)

・0歳児 12人

・1・2歳児 48人

[内訳]

志太こども園 0歳:9人 1歳:12人 2歳:12人 3歳:46人 4歳:40人 5歳:40人

プティ藤枝南園 0歳:3人 1歳:12人 2歳:12人

5 参考資料(関係条例抜粋)

■藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の幼児に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を^{行う}保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業における職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(中略)

- 2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。
(中略)
- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以

下とする。

11月5日号
広報掲載予定

藤枝版サポートファイル「そらいろ」の配布を始まります。

／ サポートファイルとは

サポートファイルとは、発達に課題のあるお子さんの成長・発達に合わせ、継続性のある支援ができるよう、保護者と関係機関がお子さんの情報を共有するためのファイルです。



／ 使い方

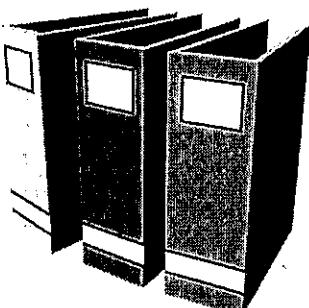
- ・ サポートファイルは保護者の方が記入・保管して活用します。
- ・ 所属機関や支援機関から受け取ったお子さんの成長や発達に関する書類（記録書・計画・検査結果等）をファイルしていきます。
- ・ 所属機関や支援機関との面談等、保護者と支援者の話し合いの場にファイルを持参し、情報共有に役立てます。
- ・ 医療機関への受診、福祉サービス等を申請する時、あるいはサービスの内容を見直す時、などに活用すると便利です。
- ・ お子さんの支援の記録としてお使いいただけます。

／ 配布対象

18歳までの子どもをもつ保護者であれば誰でも受け取ることができます。

／ 配布場所

子ども発達支援センターの窓口にて配布しています。持ち物等は不要です。お気軽にご来所ください。



お問い合わせ

子ども発達支援センター
藤枝市岡部町内谷 1400-1
電話 667-3988
FAX 631-6866

